

# 岐阜市産業廃棄物不法投棄対策検討委員会 第7回再生ビジョン部会次第

日 時 平成17年10月17日(月) 15:00～  
場 所 岐阜市役所低層部4階 全員協議会室

1 開 会

2 あいさつ

3 部会趣旨説明

4 司法の動き（公判等の経過状況報告）

5 自主撤去状況（実施状況等報告）

6 アクションプラン（報告）

7 技術部会検討状況（説明）

①モニタリング調査経過状況について

②生活環境保全上の支障のおそれについて

③対策方針案（撤去、残置、一部撤去）について

8 岐阜市環境基本条例（仮称）の概要について

9 討 議

10 まとめ

11 次回日程について

資料1

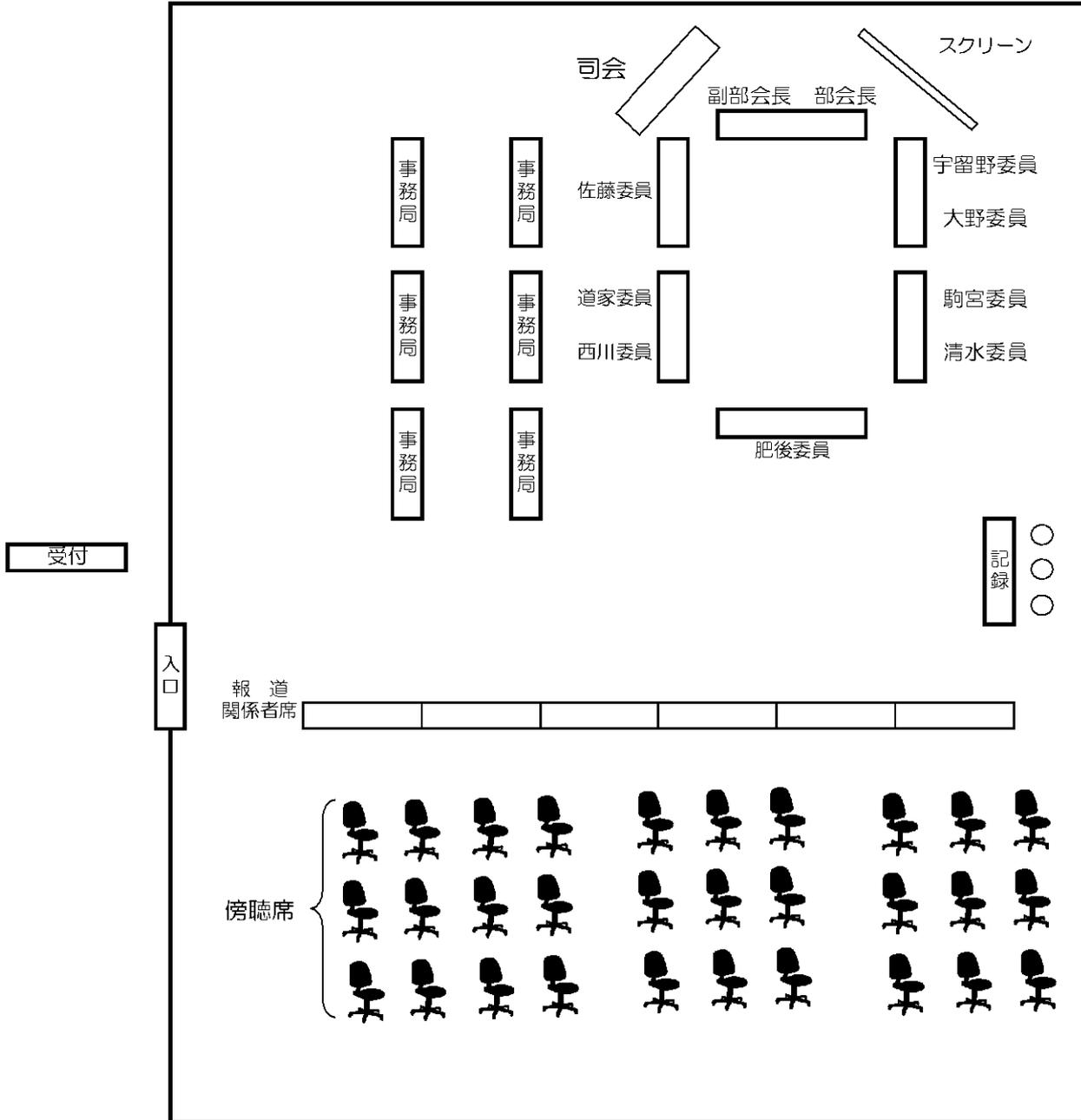
資料2

資料3

岐阜市産業廃棄物不法投棄対策検討委員会

第 7 回 再生ビジョン部会席表

平成17年10月17日(月)  
15:00~16:30  
低層部4階 全員協議会室



## 【遵守事項】

ア 会議中は、静粛に傍聴すること。

イ 会議中は、発言しないこと。

ウ のぼり、旗、プラカード、鉢巻、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものを携帯又は着用しないこと。

エ 会議における発言に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。

オ 談話をし、騒ぎ立てる等会議の妨害となるような行為をしないこと。

カ 会場において飲食又は喫煙をしないこと。

キ 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと（但し、報道関係者を除く。）。

ク アからキまでに掲げるもののほか、議事運営に支障となる行為をしないこと。

司法の動き  
自主撤去状況  
アクションプラン

平成17年10月17日

# 司法の動き（公判等の経過状況）

## 産業廃棄物不法投棄事案 判決

1 善商(中間処理業)関係者		判決	求刑
名称等			
法人 株式会社 善商		罰金 1 億円	罰金 1 億円
個人 実質的経営者		懲役 4 年 6 月 罰金 1 千万円	懲役 5 年 罰金 1 千万円
個人 代表取締役		懲役 3 年 罰金 5 百万円	懲役 4 年 罰金 5 百万円
個人 役員		懲役 3 年 罰金 3 百万円 (執行猶予 5 年)	懲役 3 年 罰金 3 百万円
起訴量：不法投棄（第16条）129,450m <sup>3</sup>			

2 ニッカン株式会社（収集運搬業・破産）関係者		判決	求刑
名称等			
法人 ニッカン 株式会社		罰金 5 千万円	罰金 5 千万円
個人 会長		懲役 4 年 罰金 8 百万円	懲役 4 年 6 月 罰金 8 百万円
個人 代表取締役		懲役 3 年 罰金 2 百万円 (執行猶予 4 年)	懲役 3 年 罰金 2 百万円
起訴量：不法投棄（第16条）91,270m <sup>3</sup> 再委託禁止違反（第14条第14項）6,960m <sup>3</sup>			

3 辻清掃有限会社（中間処理業）関係者		判決	求刑
名称等			
法人 辻清掃 有限会社		罰金 3 百万円	罰金 3 百万円
個人 役員		懲役 2 年 罰金 1 百万円 (執行猶予 3 年)	懲役 2 年 罰金 1 百万円
起訴量：再委託禁止違反（第14条第14項）6,960m <sup>3</sup>			

4 有限会社永松建設（収集運搬業）関係者		判決	求刑
名称等			
法人 有限会社 永松建設		罰金 2 千万円	罰金 3 千万円
個人 代表取締役		懲役 3 年 罰金 2 百万円 (執行猶予 5 年)	懲役 3 年 罰金 3 百万円
起訴量：不法投棄（第16条）23,780m <sup>3</sup>			

## 自主撤去状況(10月8日現在)

(1) 申し出事業者数	県外	35社	県内	28社	計	63社
(2) 着手事業者数	県外	28社	県内	15社	計	43社((1)の内数)
(3) 完了事業者数	県外	17社	県内	10社	計	27社((2)の内数)

### 撤去申出

体積申し出分 約36,000 立方メートル

重量申し出分 約13,200 トン

### 撤去実績

体積把握分 29,097 立方メートル

重量把握分 1,972 トン

# 産業廃棄物不法投棄事案の再発防止に向けて

岐阜市では、弁護士ら外部の有識者5人による検証委員会を設置し、今回の産業廃棄物不法投棄事案における過去の市の対応について検証しました。

委員会からの指摘、提言を真摯<sup>しんし</sup>に受け止め、二度とこのようなことを起こさないためアクションプランを策定し、全庁を挙げての取組みを着実に進めています。

## アクションプラン

### ◎岐阜市としての体制の確立

#### 公務員としての使命感の再確認と意識高揚

- ・この問題を自分自身のこととして捉え、全職員が再発防止に向けた考えをレポートにまとめ、業務に反映させています。
- ・各部の法務・危機管理担当者を、それぞれ法務担当者と危機管理責任者に分離し選任しました。
- ・研修の実施により危機管理能力の向上に努めています。

#### 所管業務に係る職員研修の実施

- ・所管業務に係る法令研修を職場研修の必須テーマとして進めています。
- ・国、県等が主催する研修への積極的な参加、職員による自主研修を定期的実施し職員の資質向上に努めています。

#### 産廃業務の執行体制の充実

- ・平成17年4月1日環境事業部「環境指導室」を再編し、「産業廃棄物指導室」を新設するなど不法投棄再発防止に向けた体制の強化を図りました。

### ◎正確な情報収集と詳細な報告書の作成及び情報の保存・共有

#### 情報の共有化

- ・正確な情報収集及び情報の保存・共有を行うために、産業廃棄物情報管理システムの導入を進めています。

#### 事務引継ぎの徹底

- ・「岐阜市事務引継要領」を改正し、全職員に「懸案事項及び注意義務一覧」の作成を新たに義務付け、事務引継ぎの徹底を図っています。

#### 文書保存の適正化

- ・文書管理システムの稼働により情報の共有化を図るとともに、当該システムの情報公開機能により情報公開の推進を図っています。

### ◎立入検査結果等の公開

#### 積極的な情報公開の推進

- ・産業廃棄物不適正処理事案、産業廃棄物処分業者名簿及び収集運搬業者の一覧をホームページで公開しています。

### ◎他部局・他機関との有効な連携

#### 他部局、他機関との横断的な連携体制の確立

- ・「政策室長会議」並びに「岐阜市産業廃棄物調整会議」において、情報の共有を図り、横断的な連携を強化しました。
- ・岐阜県との連携を強化するため、「岐阜県・岐阜市産業廃棄物不適正処理調整会議」を定期的実施しています。

#### 情報の有効活用

- ・航空写真の更なる活用を図るため「岐阜市航空写真取扱要領」を定めました。

### ◎同業他社に対する検査

#### 監視、立入検査体制の強化

- ・「産業廃棄物指導室」を新設するとともに、産廃Gメンとして警察OBを配置し、監視・立入検査体制の強化を図りました。

#### 監視、指導要領の作成

- ・「岐阜市産業廃棄物監視指導要領・監視指導マニュアル」を作成し、事業者等に対して厳格で公平な処分・指導に努めています。

#### 検査機器等の導入

- ・立入検査を厳正に行うため、距離測定器・ガス探知機等の測定機器を購入し活用しています。

## 技術部会検討状況について

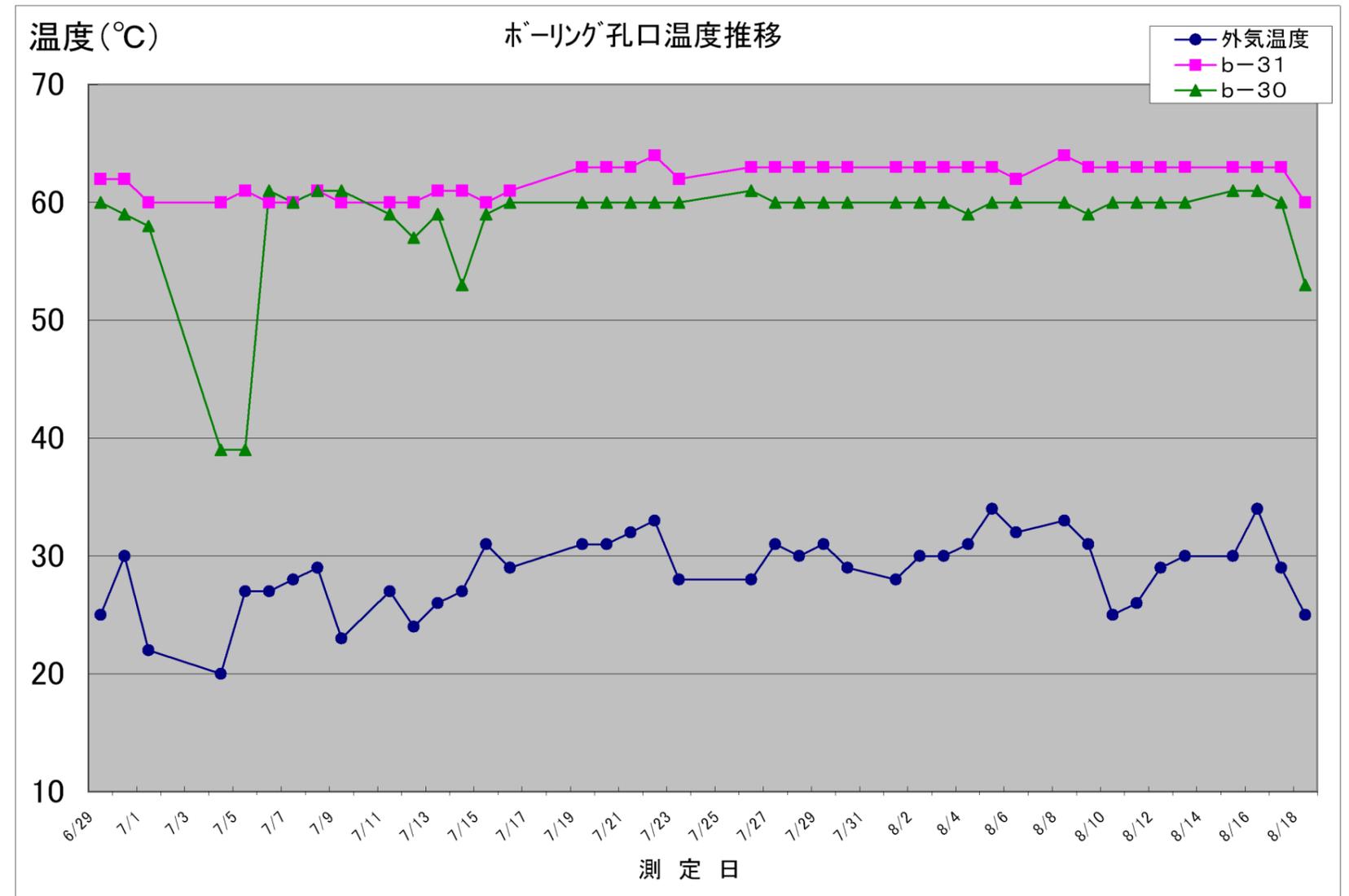
- ①モニタリング調査経過状況
- ②生活環境上の支障のおそれ
- ③対策方針案(撤去、残置、一部撤去)

平成17年10月17日

# ①モニタリング調査経過状況

## ボーリング孔口温度測定結果

月	日	測定日時		天候	外気温(°C)	b-31	b-30
		(曜)	時 分				
6	29	水	10:00	雨	25	62	60
	30	木	10:10	晴	30	62	59
7	1	金	9:00	雨	22	60	58
	4	月	10:15	雨	20	60	39
	5	火	9:30	晴	27	61	39
	6	水	10:10	曇	27	60	61
	7	木	10:10	曇	28	60	60
	8	金	10:15	晴	29	61	61
	9	土	10:10	雨	23	60	61
	11	月	10:25	曇	27	60	59
	12	火	10:15	雨	24	60	57
	13	水	10:20	曇	26	61	59
	14	木	9:55	曇	27	61	53
	15	金	10:00	曇	31	60	59
	16	土	9:25	曇	29	61	60
	19	火	10:00	晴	32	62	61
	20	水	9:50	晴	31	63	60
	21	木	9:50	晴	32	63	60
	22	金	10:05	晴	33	64	60
	23	土	10:00	曇	28	62	60
	26	火	9:50	曇	28	63	61
	27	水	10:20	晴	31	63	60
	28	木	10:05	晴	30	63	60
	29	金	10:00	晴	31	63	60
	30	土	10:00	曇	29	63	60
8	1	月	10:00	晴	28	63	60
	2	火	10:25	曇	30	63	60
	3	水	10:10	曇	30	63	60
	4	木	10:20	晴	31	63	59
	5	金	9:45	晴	34	63	60
	6	土	10:00	晴	32	62	60
	8	月	10:45	晴	33	64	60
	9	火	10:05	晴	31	63	59
	10	水	9:55	小雨	25	63	60
	11	木	10:20	小雨	26	63	60
	12	金	10:30	曇	29	63	60
	13	土	10:00	晴	30	63	60
	15	月	10:10	曇	30	63	61
	16	火	10:10	晴	34	63	61
	17	水	9:50	晴	29	63	60
	18	木	9:55	雨	25	60	53



※岐阜地方：7月4日(未明) 雷を伴う大雨(114mm/日) 岐阜地方気象台ホームページより

温度測定表(°C)

	5月10日	5月17日	5月24日	5月31日	6月7日	6月14日	6月21日	6月28日	7月4日	7月13日	7月19日	7月26日	8月2日	8月11日	8月17日
天気	晴	晴	曇	晴	晴	晴のち曇	曇	晴	晴	曇	晴	曇	曇	小雨	晴
外気温	23	24	22	27	28	29	27	31	27	26	32	28	30	26	29
bw-1	42	46	48	50	47	50	48	31	37	46	47	43	44	42	42
b-21	29	23	22	30	34	35	30	38	35	28	32	29	30	28	36
b-22	31	30	26	30	32	33	31	38	32	31	37	34	32	32	37
b-23	48	49	49	49	48	49	49	49	46	45	49	51	48	52	47
b-28	27	26	21	31	33	33	30	34	32	30	23	31	32	30	38
b-29	28	25	22	32	31	32	30	35	35	32	34	32	36	32	36
b-30	59	60	59	60	61	60	61	60	39	59	61	61	60	60	60
b-31	58	58	59	60	60	61	61	63	61	61	62	63	63	63	63
b-33	24	30	22	32	32	34	32	40	33	32	38	33	33	31	34
b-34	28	30	33	29	36	33	34	36	31	30	32	32	33	35	33
b-35	31	27	20	32	32	34	31	38	34	30	36	31	23	31	38
b-36	49	49	50	51	51	51	51	50	50	50	50	51	50	50	51
b-38	46	45	46	47	47	47	47	47	47	45	45	44	45	46	45
b-40	23	23	22	27	27	28	29	31	26	26	31	29	30	30	29
b-43	43	42	42	44	44	42	44	43	42	43	44	44	43	43	43
b-44	26	25	21	33	33	34	32	35	34	33	34	31	33	33	36
b-45	23	25	24	29	32	34	31	35	30	31	33	31	34	33	37
b-46	43	45	42	42	44	43	44	43	42	41	42	40	43	44	42
b-48	47	49	50	51	50	50	50	50	31	47	49	49	50	50	35
b-50	23	26	20	30	34	33	29	35	32	30	32	32	33	32	35
備考	b-31の測定方法は、ゴム栓口(13mm)で測定														

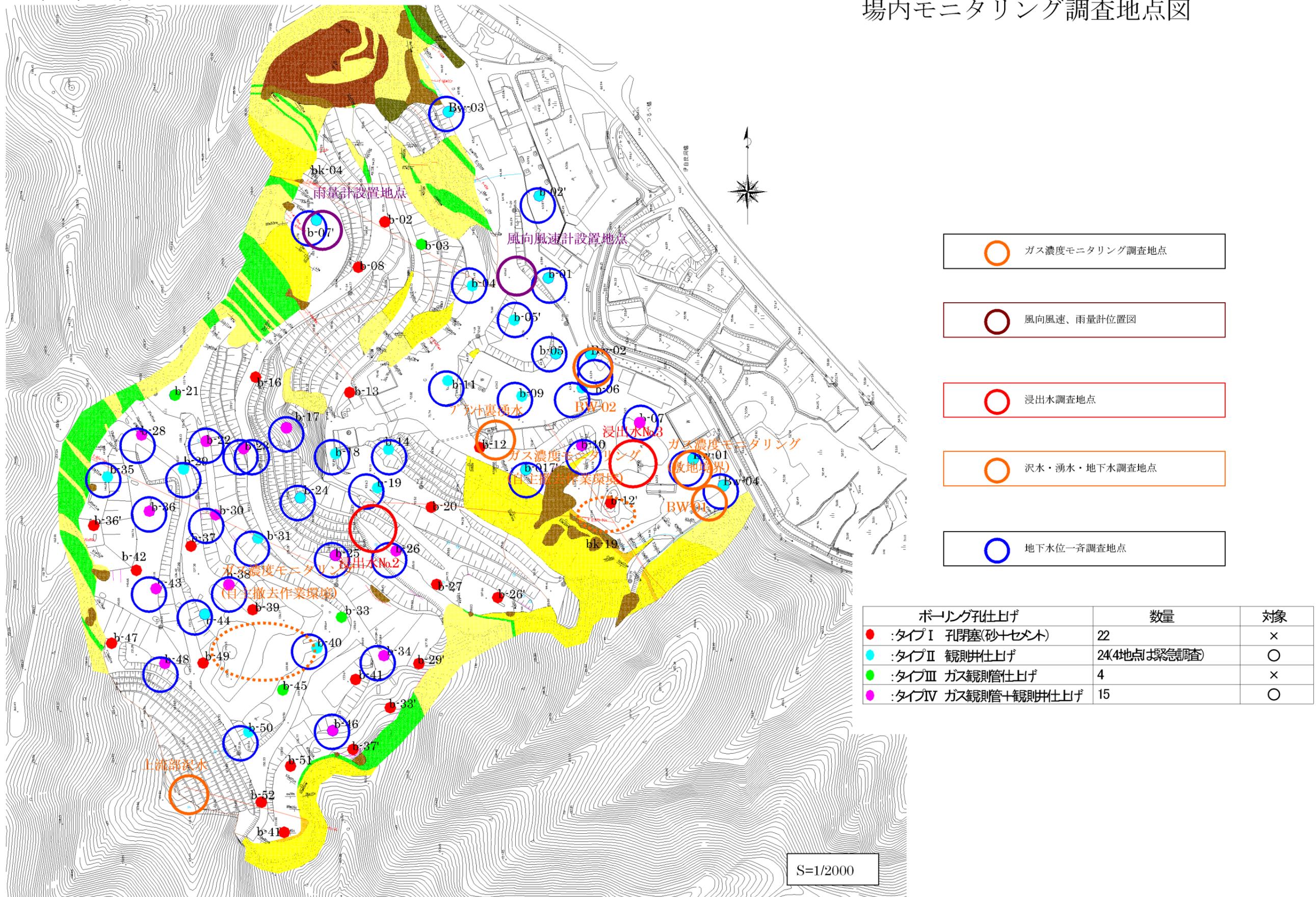
ガス圧測定表(Pa)

	5月17日	5月24日	5月31日	6月7日	6月14日	6月21日	6月28日	7月5日	7月13日	7月19日	7月26日	8月2日	8月11日	8月17日
天気	晴	曇	晴	晴	晴のち曇	曇	晴	晴	曇	晴	曇	曇	小雨	晴
外気温	24	22	27	28	29	27	31	27	26	32	28	30	26	29
bw-1	2.2	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
b-21	1.1	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
b-22	0.7	0.7	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
b-28	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
b-29	1.5	23.8	24.6	22.3	18.6	19.3	13.4	2.2	9.7	8.2	24.6	17.1	7.4	1.5
b-30	24.5	28.3	6.0	10.4	13.4	34.2	9.7	1.5	3.0	6.0	19.4	19.4	2.2	7.5
b-31	56.6	64.1	35.8	46.9	21.6	15.6	18.6	17.1	11.2	5.2	6.7	6.0	5.2	3.7
b-33	0.3	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
b-35	0.3	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
b-36	0.3	0.7	-	1.1	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
b-38	0.3	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
b-43	0.3	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
b-44	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
b-45	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
b-48	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
b-50	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
備考	傾斜マンメーター													

1atm(大気圧)=101,325Pa

# (1) 場内

## 場内モニタリング調査地点図



- ガス濃度モニタリング調査地点
- 風向風速、雨量計位置図
- 浸出水調査地点
- 沢水・湧水・地下水調査地点
- 地下水水位一斉調査地点

ボーリング孔仕上げ	数量	対象
● :タイプⅠ 孔閉塞(砂+セメント)	22	×
● :タイプⅡ 観測井仕上げ	24(4地点は緊急調査)	○
● :タイプⅢ ガス観測管仕上げ	4	×
● :タイプⅣ ガス観測管+観測井仕上げ	15	○

水質分析結果一覧表(上流部沢水)

単位: mg/l

項目	環境基準	定量下限値	平成16年度調査			平成17年度調査			
			10月4日	12月9日	2月9日	4月27日	5月30日	6月21日	7月22日
採取日	-	-	10月4日	12月9日	2月9日	4月27日	5月30日	6月21日	7月22日
時刻	-	-	14:30	10:12	14:10	13:36	13:23	13:38	13:36
水温	℃	-	22.3	10.5	6.0	11.0	14.5	18.6	11.0
気温	℃	-	21.2	6.8	3.5	18.5	18.5	26.0	18.5
透視度	度	-	50以上						
カドミウム	mg/l	0.01	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	-	-	0.001未満
シアン	mg/l	検出されないこと	不検出	不検出	不検出	不検出	-	-	不検出
有機リン	mg/l	-	0.1	0.1未満	0.1未満	0.1未満	-	-	0.1未満
鉛	mg/l	0.01	0.005	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満
六価クロム	mg/l	0.05	0.01	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	-	0.01未満
砒素	mg/l	0.01	0.005	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満
総水銀	mg/l	0.0005	0.0005	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	-	0.0005未満
アルキル水銀	mg/l	検出されないこと	0.0005	不検出	不検出	不検出	-	-	不検出
ポリ塩化ビフェニル	mg/l	検出されないこと	0.0005	不検出	不検出	不検出	-	-	不検出
ジクロロメタン	mg/l	0.02	0.002	0.002未満	0.002未満	0.002未満	-	-	0.002未満
四塩化炭素	mg/l	0.002	0.0002	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	-	-	0.0002未満
1,2-ジクロロエタン	mg/l	0.004	0.0004	0.0004未満	0.0004未満	0.0004未満	-	-	0.0004未満
1,1-ジクロロエチレン	mg/l	0.02	0.002	0.002未満	0.002未満	0.002未満	-	-	0.002未満
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	0.04	0.004	0.004未満	0.004未満	0.004未満	-	-	0.004未満
1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	1	0.0005	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	-	-	0.0005未満
1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	0.006	0.0006	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	-	-	0.0006未満
トリクロロエチレン	mg/l	0.03	0.002	0.002未満	0.002未満	0.002未満	-	-	0.002未満
テトラクロロエチレン	mg/l	0.01	0.0005	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	-	-	0.0005未満
1,3-ジクロロプロペン	mg/l	0.002	0.0002	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	-	-	0.0002未満
チウラム	mg/l	0.006	0.0006	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	-	-	0.0006未満
シマジン	mg/l	0.003	0.0003	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	-	-	0.0003未満
チオベンカルブ	mg/l	0.02	0.002	0.002未満	0.002未満	0.002未満	-	-	0.002未満
ベンゼン	mg/l	0.01	0.001	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
セレン	mg/l	0.01	0.002	0.002未満	0.002未満	0.002未満	-	-	0.002未満
硝酸性および亜硝酸性窒素	mg/l	10	-	0.8	0.9	1.0	0.9	0.6	0.6
フッ素	mg/l	0.8	0.05	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満
ホウ素	mg/l	1	0.05	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満
電気伝導率	mS/m	-	0.1	4.8	5.6	6.0	5.7	6.4	6.6
塩化物イオン	mg/l	-	0.2	3.4	3.2	3.1	2.9	5.0	3.3
水素イオン濃度	-	-	0.1	6.9/21.7	7.3/13.9	7.4/14.3	7.3/21.6	7.4/23.6	7.1/23.1
全有機炭素量	mg/l	-	-	0.5	0.6	1.3	0.7	0.6	0.5
化学的酸素要求量	mg/l	-	-	1.9	0.9	1.4	0.6	0.6	0.5未満
浮遊物質	mg/l	-	1	2	1未満	3	1未満	1未満	1未満
ルルマルヘキサン(鉱油)	mg/l	-	0.5	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	-	0.5未満
ルルマルヘキサン(動植物油)	mg/l	-	0.5	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	-	0.5未満
フェノール	mg/l	-	0.005	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満
銅	mg/l	-	0.01	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満
亜鉛	mg/l	-	0.01	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満
溶解性鉄	mg/l	-	0.01	0.03	0.04	0.05	0.02	0.04	0.03
溶解性マンガン	mg/l	-	0.01	0.01未満	0.03	0.01未満	0.02	0.01未満	0.01未満
全クロム	mg/l	-	0.01	0.01未満	0.01未満	0.01未満	-	-	0.01未満
全窒素	mg/l	-	0.05	1.1	0.87	1.1	1.0	0.68	0.65
全リン	mg/l	-	0.003	0.011	0.007	0.004	0.010	0.012	0.007
溶存酸素	mg/l	-	0.5	8.4	11	12	11	9.8	9.8
酸化還元電位	mV	-	-	140	110	160	170	180	110
重炭酸イオン	mg/l	-	1	13	14	17	17	15	24
硫酸イオン	mg/l	-	0.2	2.5	2.9	3.7	3.4	5.6	4.2
ナトリウムイオン	mg/l	-	0.1	3.6	3.9	4.1	4.1	4.2	4.5
カリウムイオン	mg/l	-	0.1	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
カルシウムイオン	mg/l	-	0.1	3.1	3.5	4.4	4.0	4.4	5.5
マグネシウムイオン	mg/l	-	0.1	1.0	1.1	1.2	1.2	1.3	1.4
アンモニウムイオン	mg/l	-	0.1	-	-	-	0.1	-	-
亜硝酸イオン	mg/l	-	0.1	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.4	0.3	0.1未満
硝酸イオン	mg/l	-	-	3.5	3.9	4.2	3.3	2.6	2.8

\*不検出は定量下限値未満であることを示す。

<ダイオキシン類分析結果>

項目	環境基準	平成16年度調査			平成17年度調査				
		10月4日	12月9日	2月9日	4月27日	5月30日	6月21日	7月22日	
採取日	-	-	10月4日	12月9日	2月9日	4月27日	5月30日	6月21日	7月22日
時刻	-	-	14:30	10:12~10:30	14:10~15:30	13:36~14:36	13:23~13:53	13:38~14:20	
水温	℃	-	22.3	10.5	6.0	11.0	14.5	18.6	
気温	℃	-	21.2	6.8	3.5	18.5	18.5	26.0	
透視度	度	-	50以上	50以上	50以上	50以上	50以上	50以上	
毒性等量	pg-TEQ/l	1	TEQ-pg/L	0.34	0.094	0.16	0.068	0.065	0.068

分析実施中

水質分析結果一覧表(プラント裏湧水)

項目	排出基準	定量下限値	平成16年度調査			平成17年度調査			
			10月4日	12月9日	2月9日	4月27日	5月30日	6月21日	7月22日
採取日	-	-	10月4日	12月9日	2月9日	4月27日	5月30日	6月21日	7月22日
時刻	-	-	9:30	9:00	11:14	11:39	11:24	11:34	11:39
水温	℃	-	26.1	21.2	21.5	22.0	23.0	20.4	22.0
気温	℃	-	25.2	7.2	11.5	23.0	21.0	30.5	23.0
透視度	度	-	41	31	50以上	50以上	50以上	50以上	50以上
カドミウム	mg/l	0.1	0.001	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	-	0.001未満
シアン	mg/l	1	0.1	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	-	0.1未満
有機リン	mg/l	1	0.1	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	-	0.1未満
鉛	mg/l	0.1	0.005	0.006	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満
六価クロム	mg/l	0.5	0.01	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	-	0.01未満
砒素	mg/l	0.1	0.005	0.009	0.007	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.006
総水銀	mg/l	0.005	0.0005	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	-	0.0005未満
アルキル水銀	mg/l	検出されないこと	0.0005	不検出	不検出	不検出	-	-	不検出
ポリ塩化ビフェニル	mg/l	0.003	0.0005	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	-	0.0005未満
ジクロロメタン	mg/l	0.2	0.002	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	-	0.002未満
四塩化炭素	mg/l	0.02	0.0002	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	-	0.0002未満
1,2-ジクロロエタン	mg/l	0.04	0.0004	0.0004未満	0.0004未満	0.0004未満	0.0004未満	-	0.0004未満
1,1-ジクロロエチレン	mg/l	0.2	0.002	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	-	0.002未満
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	0.4	0.004	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	-	0.004未満
1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	3	0.0005	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	-	0.0005未満
1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	0.06	0.0006	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	-	0.0006未満
トリクロロエチレン	mg/l	0.3	0.002	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	-	0.002未満
テトラクロロエチレン	mg/l	0.1	0.0005	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	-	0.0005未満
1,3-ジクロロプロペン	mg/l	0.02	0.0002	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	-	0.0002未満
チウラム	mg/l	0.06	0.0006	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	-	0.0006未満
シマジン	mg/l	0.03	0.0003	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	-	0.0003未満
チオベンカルブ	mg/l	0.2	0.002	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	-	0.002未満
ベンゼン	mg/l	0.1	0.001	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
セレン	mg/l	0.1	0.002	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	-	0.002未満
硝酸性および亜硝酸性窒素	mg/l	100	-	4.5	6.7	14	19	19	15
フッ素	mg/l	8	0.05	0.12	0.06	0.05	0.14	0.17	0.15
ホウ素	mg/l	10	0.05	5.2	4.0	1.4	3.0	3.9	3.7
電気伝導率	mS/m	-	0.1	220	160	110	140	160	150
塩化物イオン	mg/l	-	0.2	250	160	140	190	200	210
水素イオン濃度	-	-	0.1	5.8以上8.6以下	7.3/22.7	7.7/14.7	7.5/14.3	7.5/24.1	7.4/23.7
全有機炭素量	mg/l	-	-	77	44	16	27	32	24
化学的酸素要求量	mg/l	160(日平均120)	0.5	95	51	20	31	40	29
浮遊物質	mg/l	200(日平均150)	1	7	11	10	7	7	4
ルルマルヘキサン(鉱油)	mg/l	5	0.5	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	-	0.5未満
ルルマルヘキサン(動植物油)	mg/l	30	0.5	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	-	0.5未満
フェノール	mg/l	5	0.005	0.005	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満
銅	mg/l	3	0.01	0.01未満	0.01	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満
亜鉛	mg/l	5	0.01	0.01	0.01	0.01未満			

水質分析結果一覧表(地下水:BW-01,BW-02)

項目	環境基準	定量下限値	BW-01								BW-02							
			平成16年度調査				平成17年度調査				平成16年度調査				平成17年度調査			
			10月4日	12月9日	2月9日	4月27日	5月30日	6月21日	7月22日	10月4日	12月9日	2月9日	4月27日	5月30日	6月21日	7月22日		
採取日	-	-	10月4日	12月9日	2月9日	4月27日	5月30日	6月21日	7月22日	10月4日	12月9日	2月9日	4月27日	5月30日	6月21日	7月22日		
時刻	-	-	11:00	14:18	9:20	9:33	9:43	9:36	9:33	12:00	15:00	10:37	10:17	10:32	10:32	10:17		
水温	°C	-	17.4	15.7	17.8	18.0	18.0	18.2	18.0	20.7	17.8	18.0	17.5	17.5	18.3	17.5		
気温	°C	-	25.5	10.2	10.0	20.5	26.0	28.0	20.5	24.6	10.4	11.5	16.5	23.0	28.0	16.5		
透視度	度	-	50以上	33	50以上	50以上	50以上	50以上	50以上	50以上	32	50以上	50以上	50以上	50以上	50以上		
カドミウム	mg/l	0.01	0.001	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	-	-	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	-	-	0.001未満		
シアン	mg/l	検出されないこと	0.1	不検出	不検出	不検出	不検出	-	-	不検出	不検出	不検出	不検出	-	-	不検出		
有機リン	mg/l	-	0.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
鉛	mg/l	0.01	0.005	0.005未満	0.009	0.005未満	0.009	0.005未満	0.005未満	0.007	0.006	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満		
六価クロム	mg/l	0.05	0.01	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	-	-	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	-	-	0.01未満		
砒素	mg/l	0.01	0.005	0.007	0.010	0.006	0.006	0.005未満										
総水銀	mg/l	0.0005	0.0005	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	-	-	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	-	-	0.0005未満		
アルキル水銀	mg/l	検出されないこと	0.0005	不検出	不検出	不検出	不検出	-	-	不検出	不検出	不検出	不検出	-	-	不検出		
ポリ塩化ビフェニル	mg/l	検出されないこと	0.0005	不検出	不検出	不検出	不検出	-	-	不検出	不検出	不検出	不検出	-	-	不検出		
ジクロロメタン	mg/l	0.02	0.002	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	-	-	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	-	-	0.002未満		
四塩化炭素	mg/l	0.002	0.002	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	-	-	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	-	-	0.002未満		
1,2-ジクロロエタン	mg/l	0.004	0.0004	0.0004未満	0.0004未満	0.0004未満	0.0004未満	-	-	0.0004未満	0.0004未満	0.0004未満	0.0004未満	-	-	0.0004未満		
1,1-ジクロロエチレン	mg/l	0.02	0.002	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	-	-	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	-	-	0.002未満		
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	0.04	0.004	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	-	-	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	-	-	0.004未満		
1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	1	0.0005	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	-	-	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	-	-	0.0005未満		
1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	0.006	0.0006	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	-	-	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	-	-	0.0006未満		
トリクロロエチレン	mg/l	0.03	0.002	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	-	-	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	-	-	0.002未満		
テトラクロロエチレン	mg/l	0.01	0.0005	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	-	-	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	-	-	0.0005未満		
1,3-ジクロロプロパン	mg/l	0.002	0.0002	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	-	-	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	-	-	0.0002未満		
チウラム	mg/l	0.006	0.0006	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	-	-	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	-	-	0.0006未満		
シマジン	mg/l	0.003	0.0003	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	-	-	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	-	-	0.0003未満		
チオベンカルブ	mg/l	0.02	0.002	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	-	-	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	-	-	0.002未満		
ベンゼン	mg/l	0.01	0.001	0.001未満														
セレン	mg/l	0.01	0.002	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	-	-	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	-	-	0.002未満		
硝酸性および亜硝酸性窒素	mg/l	10	-	0.1未満	0.2未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	1.8	2.0	1.4	1.4	1.5	1.7	1.8		
フッ素	mg/l	0.8	0.05	0.05未満	0.05未満	0.09	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.09	0.05未満	0.05未満	0.09	0.09	0.09	0.08		
ホウ素	mg/l	1	0.05	0.17	0.25	0.13	0.25	0.21	0.22	0.52	0.73	0.37	0.53	0.56	0.67	0.64		
電気伝導率	mS/m	-	0.1	120	110	120	110	110	110	150	120	120	120	130	130	130		
塩化物イオン	mg/l	-	0.2	70	70	80	80	77	74	75	61	76	72	68	78	64		
水素イオン濃度	-	-	0.1	6.5/22.5	6.6/16.1	6.6/13.7	6.6/21.9	6.5/25.4	6.5/23.3	6.7/23.9	6.7/22.2	6.9/16.0	7.0/14.1	6.9/22.2	6.9/24.1	6.8/23.2		
全有機炭素量	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
化学的酸素要求量	mg/l	-	0.5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
浮遊物質	mg/l	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
ルルルヘキサン(鉱油)	mg/l	-	0.5	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	-	-	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	-	-	0.5未満		
ルルルヘキサン(動植物油)	mg/l	-	0.5	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	-	-	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	-	-	0.5未満		
フェノール	mg/l	-	0.005	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	-	-	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	-	-	0.005未満		
銅	mg/l	-	0.01	0.01未満	0.01	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満								
亜鉛	mg/l	-	0.01	0.01未満	0.06	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満		
溶解性鉄	mg/l	-	0.01	0.67	1.3	1.5	1.3	1.4	1.1	1.0	0.02	0.18	0.07	0.34	0.04	0.11		
溶解性マンガン	mg/l	-	0.01	12	11	13	13	12	11	12	0.21	0.14	0.10	0.07	0.02	0.05		
全クロム	mg/l	-	0.01	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
全窒素	mg/l	-	0.05	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
全リン	mg/l	-	0.003	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
溶存酸素	mg/l	-	0.5	-	-	3.8	-	-	-	-	-	5.5	-	-	-	-		
酸化還元電位	mV	-	-	9	-12	180	61	190	71	240	110	72	180	87	200	110		
重炭酸イオン	mg/l	-	1	560	520	590	570	580	570	540	330	280	230	290	350	340		
硫酸イオン	mg/l	-	0.2	75	85	82	80	74	71	78	480	350	360	390	340	420		
ナトリウムイオン	mg/l	-	0.1	37	37	41	41	41	41	40	88	81	83	81	82	84		
カリウムイオン	mg/l	-	0.1	7.1	8.4	8.6	8.7	8.1	8.1	7.9	26	24	22	22	23	25		
カルシウムイオン	mg/l	-	0.1	160	160	170	160	160	160	160	220	170	160	180	190	200		
マグネシウムイオン	mg/l	-	0.1	31	30	33	31	32	32	32	19	14	14	17	18	19		
アンモニウムイオン	mg/l	-	0.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
亜硝酸イオン	mg/l	-	0.1	0.1未満														
硝酸イオン	mg/l	-	-	0.3未満	0.9	0.3未満	0.3未満	0.3未満	0.3未満	0.5	7.9	8.8	6.2	6.3	6.7	8.0		

\*不検出は定量下限値未満であることを示す。

<ダイオキシン類分析結果>

項目	環境基準	BW-01								BW-02							
		平成16年度調査				平成17年度調査				平成16年度調査				平成17年度調査			
		10月4日	12月9日	2月9日	4月27日	5月30日	6月21日	7月22日	10月4日	12月9日	2月9日	4月27日	5月30日	6月21日	7月22日		
採取日	-	10月4日	12月9日	2月9日	4月27日	5月30日	6月21日	7月22日	10月4日	12月9日	2月9日	4月27日	5月30日	6月21日	7月22日		
時刻	-	11:00	14:18~14:30	9:20~10:10	9:33~10:33	9:43~10:13	9:36~10:20	分析 実施	12:00	15:00~15:30	10:37~11:10	10:17~11:17	10:32~11:02	10:32~11:20	分析 実施		
水温	°C	17.4	15.7	17.8	18.0	18.0	18.2		20.7	17.8	18.0	17.5	17.5	18.3			
気温	°C	25.5	10.2	10.0	20.5	26.0	28.0		24.6	10.4	11.5	16.5	23.0	28.0			
透視度	度	-	50以上	33	50以上	50以上	50以上		50以上	32	50以上	50以上	50以上	50以上			
毒性等量	pg-TEQ/l	1	0.063	0.16	0.064	0.069	0.070	0.069	0.064	0.67	0.090	0.063	0.072	0.071			

ガス濃度モニタリング結果

測定年月日	敷地境界			自主撤去作業エリア			測定時の 風向：風速		
	地点	硫化水素 (ppm)	メタン (%)	アスベスト (本/L)	地点	硫化水素 (ppm)		メタン (%)	アスベスト (本/L)
平成17年4月28日	BW-04付近	0.0005未満	0.05未満	0.3未満	b-39付近	0.0005未満	0.05未満	0.3未満	北：0.7m/s
平成17年5月30日	BW-04付近	0.0005未満	0.05未満	0.3未満	b-10付近	0.0005未満	0.05未満	0.3未満	無風
平成17年6月21日	BW-04付近	0.0005未満	0.05未満	0.3未満	b-10付近	0.0005未満	0.05未満	0.3未満	東南東：0.5m/s
平成17年7月22日	BW-04付近	0.0005未満	0.05未満	0.3未満	b-10付近	0.0005未満	0.05未満	0.3未満	東北東：0.2m/s
特定悪臭物質の 規制基準(岐阜市全域)		0.02ppm	—	—		0.02ppm	—	—	
作業環境(管理濃度)		10ppm	—	150本/L (0.15本/cm <sup>3</sup> )		10ppm	—	150本/L (0.15本/cm <sup>3</sup> )	
爆発限界(下限) ※		40000ppm (4%)	5%	—		40000ppm (4%)	5%	—	
大気汚染防止法		—	—	10本/L		—	—	10本/L	

※ガス濃度が爆発下限の30%以上になった場合は、直ちに作業を中止して退避が必要となる。

<試験方法>

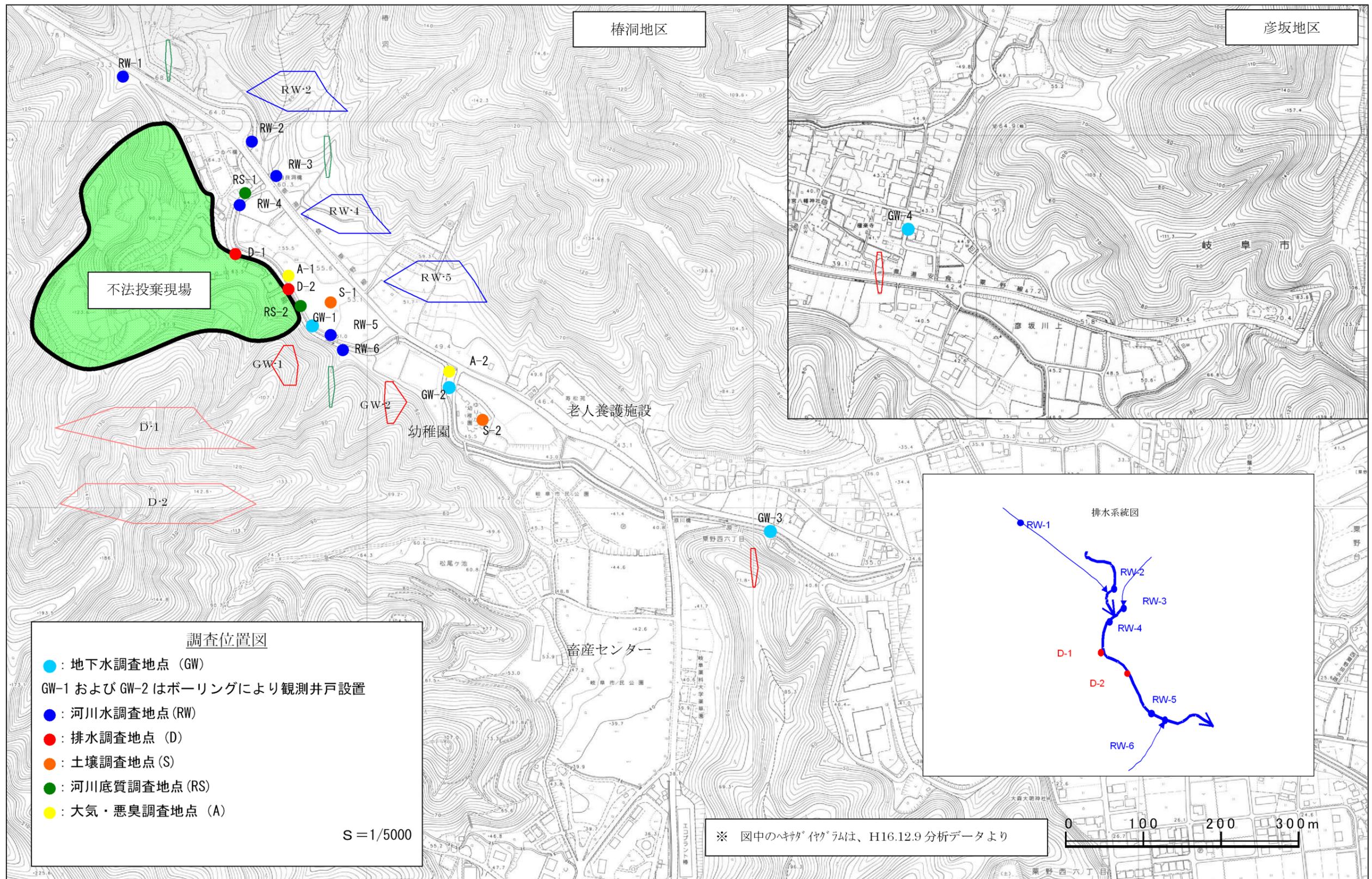
硫化水素：環境省告示第9号 別表2 第1

メタン：GC-(TCD)法

アスベスト：JIS K 3850-1 「空気中の繊維状粒子測定方法」

## (2) 場外

場外モニタリング調査地点図



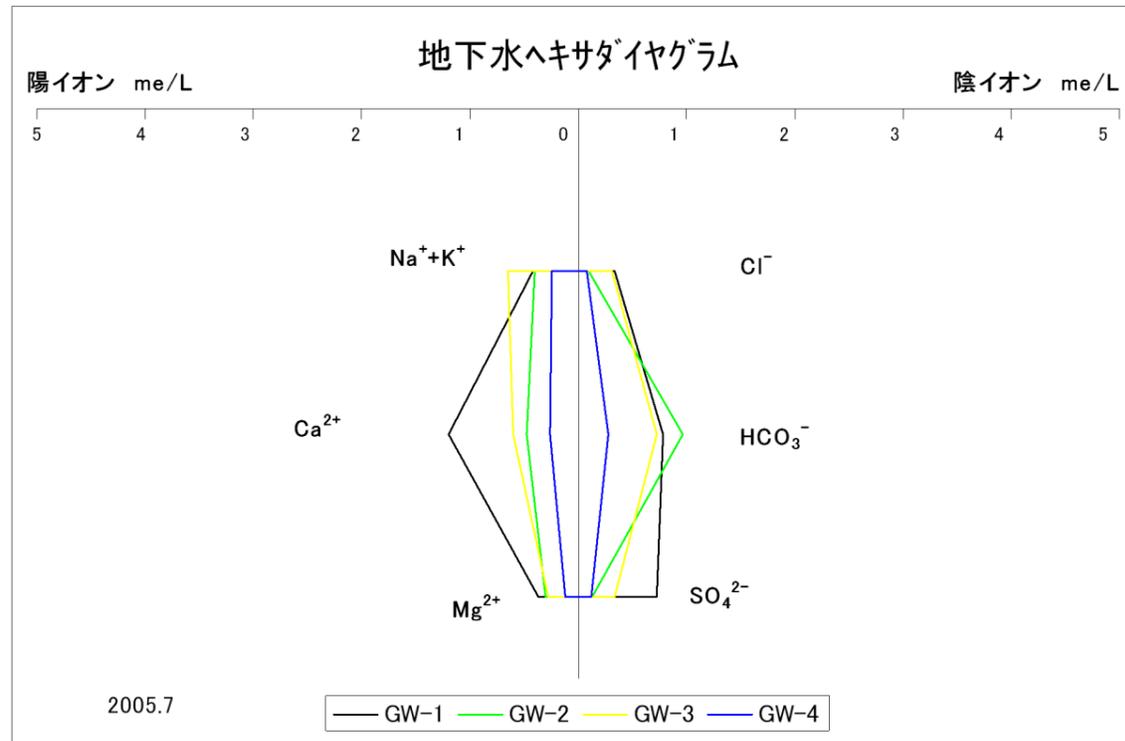
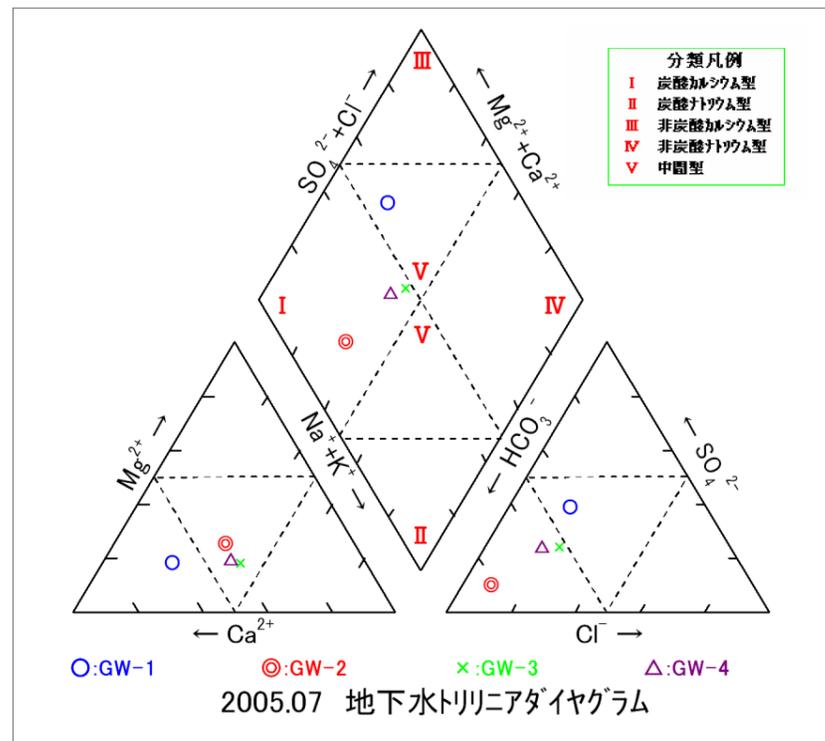
H17.河川水 分析結果一覽表

		RW-1			RW-2			RW-3			RW-4			RW-5			RW-6		
	單位	H17.4.20	H17.5.20	H17.6.20															
pH	(-)	7.2	7.0	7.1	7.7	7.6	7.8	7.4	7.4		7.6	7.7	7.8	7.7	7.6	7.9	7.3	7.3	7.3
BOD	(mg/L)	1.0	0.8	0.4	3.2	1.2	1.2	1.5	0.6		2.4	1.7	1.0	10	3.0	1.4	1.1	0.5	0.3
COD	(mg/L)	4.6	2.4	3.0	5.0	3.2	4.0	4.6	1.4		5.4	2.8	4.2	10	6.1	5.9	4.4	1.8	2.0
TOC	(mg/L)	2.3	1未滿	1.3	2.5	1.8	1未滿	1.6	1未滿		2.8	1.7	2.4	6.2	4.2	4.1	1.9	1未滿	1未滿
SS	(mg/L)	3	1	3	58	10	3	6	2		36	2	1	110	1	1未滿	2	3	1未滿
T-N	(mg/L)	1.0	0.73	0.53	1.4	1.1	1.2	0.65	0.41		1.2	0.97	1.1	4.9	3.6	2.7	0.93	0.48	0.38
DO	(mg/L)	9.8	9.2	8.3	9.9	9.6	9.6	10.6	10.1		10.0	9.8	8.8	9.8	9.6	9.5	10.2	10.2	9.5
T-Cr	(mg/L)	0.02未滿		0.02未滿															
Pb	(mg/L)	0.006	0.005未滿	0.005未滿	0.005	0.005未滿	0.005未滿	0.005未滿	0.005未滿		0.006	0.005未滿	0.005未滿	0.009	0.005未滿	0.005未滿	0.005未滿	0.005未滿	0.005未滿
As	(mg/L)	—	0.005未滿	0.005未滿	—	0.005未滿	0.005未滿	—	0.005未滿		—	0.005未滿	0.005未滿	—	0.005未滿	0.005未滿	—	0.005未滿	0.005未滿
Cl <sup>-</sup>	(mg/L)	3.5	3.5	3.7	13	24	32	3.0	3.0		13	24	35	35	36	52	3.4	3.7	3.6
SO <sub>4</sub> <sup>2-</sup>	(mg/L)	5.2	8.3	12	130	280	370	3.9	3.9		120	240	330	110	220	290	2.4	2.0	2.1
HCO <sub>3</sub> <sup>-</sup>	(mg/L)	14	17	20	99	110	140	18	20		87	110	150	110	130	160	14	17	19
Na <sup>+</sup>	(mg/L)	3.7	4.3	5.0	14	22	29	3.9	4.1		27	21	30	12	30	40	3.7	4.1	4.5
K <sup>+</sup>	(mg/L)	0.86	0.57	0.64	6.8	9.1	11	0.59	0.49		7.6	7.7	10	4.6	11	11	0.56	0.44	0.37
Ca <sup>2+</sup>	(mg/L)	3.7	4.6	6.1	69	140	180	3.7	3.9		65	120	160	56	110	150	2.8	2.8	2.9
Mg <sup>2+</sup>	(mg/L)	1.0	1.3	1.4	5.5	8.1	8.0	1.2	1.2		7.7	7.9	8.8	4.8	9.6	12	1.0	0.99	1.0
NO <sub>3</sub> -N	(mg/L)	0.60	0.44	0.25	0.66	0.56	0.52	0.39	0.35		0.61	0.53	0.56	3.1	2.6	2.4	0.56	0.38	0.29
NO <sub>2</sub> -N	(mg/L)	0.1未滿	0.1未滿	0.1未滿	0.1未滿	0.11	0.1未滿	0.1未滿	0.1未滿		0.1未滿	0.1未滿	0.1未滿	0.26	0.66	0.1未滿	0.1未滿	0.1未滿	0.1未滿
NH <sub>4</sub> -N	(mg/L)	0.1未滿	0.1未滿	0.1未滿	0.2未滿	0.2未滿	0.37	0.1未滿	0.1未滿		0.2未滿	0.2未滿	0.30	0.2未滿	0.2未滿	0.2未滿	0.1未滿	0.1未滿	0.1未滿
EC	(mS/m)	5.1	5.5	6.4	45	75	91	4.9	5.1		37	68	87	51	71	85	4.2	4.2	4.4
採取時刻		11:40	13:43	10:13	11:55	13:50	10:30	12:15	14:05	10:40	12:45	14:15	10:45	14:30	14:55	11:20	14:45	15:05	11:41
気温	(℃)	13.0	20.5	31.0	13.0	20.5	31.0	13.0	20.5		12.0	21.0	31.0	13.0	22.0	28.0	13.0	22.0	28.0
水温	(℃)	11.8	14.2	22.0	13.5	16.5	20.5	12.0	12.8		13.5	16.3	21.0	13.2	17.0	23.8	11.1	13.5	19.0
流量	(L/sec)	1.1	0.6	0.1	39.7	26.9	15.0	1.2	0.5	水量無	44.4	30.1	14.7	64.0	31.5	14.0	0.2	0.1	0.01
当日天候		雨	晴	晴	雨	晴	晴	雨	晴	晴	雨	晴	晴	雨	晴	晴	雨	晴	晴
前日天候		晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴

ろ液中Pb (mg/L) 0.005未滿

H17. 地下水 分析結果一覧表

項目	単位	GW-1				GW-2				GW-3				GW-4				基準値
		H17.4.20	H17.5.20	H17.6.20	H17.7.20													
pH	(-)	6.7	6.3	6.6	6.3	7.0	6.6	6.9	6.6	7.1	6.6	7.0	6.6	6.8	6.4	6.6	6.3	6.5~8.5
BOD	(mg/L)	0.6	0.4	0.3	0.3	0.3	0.8	0.9	0.3	1.8	1.1	0.4	2.2	0.4	0.4	0.3	0.9	3以下
COD	(mg/L)	1.2	1.2	0.8	1.4	1.0	1.2	1.0	1.0	2.6	3.2	1.6	3.0	0.4	0.6	1.2	1.0	6以下
TOC	(mg/L)	1未満	1.3	1.4	1未満	1.2	1未満	1未満	1未満	1未満								
SS	(mg/L)	1未満	1未満	1未満	1未満	4	18	7	4	1未満	25以下							
T-N	(mg/L)	0.98	1.3	0.66	1.6	0.42	0.40	0.45	0.34	2.5	3.3	1.9	3.5	1.5	1.8	1.8	2.7	1以下
DO	(mg/L)	8.3	7.1	6.7	5.3	1.4	1.1	1.7	1.3	6.0	5.4	5.6	6.3	10.1	9.5	9.0	8.0	5以上
T-Cr	(mg/L)	0.02未満																
Pb	(mg/L)	0.005未満	0.01以下															
Cl <sup>-</sup>	(mg/L)	12	12	16	12	2.8	3.2	3.3	3.5	8.8	12	8.2	11	2.5	2.8	3.2	2.9	
SO <sub>4</sub> <sup>2-</sup>	(mg/L)	32	34	49	35	4.0	5.3	5.3	6.0	12	14	12	16.0	4.3	5.1	4.2	5.6	
HCO <sub>3</sub> <sup>-</sup>	(mg/L)	44	45	51	48	59	61	61	59	51	51	60	44	13	18	19	17	
Na <sup>+</sup>	(mg/L)	7.9	8.6	11	8.6	8.3	8.7	8.7	8.8	13	16	13	14	2.9	3.4	3.8	4.3	
K <sup>+</sup>	(mg/L)	1.6	1.7	1.7	1.7	0.58	0.62	0.58	0.64	1.3	1.8	1.2	1.5	1.6	1.8	1.9	2.1	
Ca <sup>2+</sup>	(mg/L)	21	23	29	24	8.7	9.5	9.6	9.6	12	11	13	12	3.5	4.2	4.9	5.2	
Mg <sup>2+</sup>	(mg/L)	3.9	4.2	5.1	4.5	3.4	3.6	3.6	3.7	3.4	3.5	3.8	3.4	1.0	1.2	1.4	1.5	
NO <sub>3</sub> -N	(mg/L)	0.91	1.1	0.62	1.6	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	2.1	3.1	1.7	3.3	1.4	1.8	1.6	2.6	
NO <sub>2</sub> -N	(mg/L)	0.1未満																
NH <sub>4</sub> -N	(mg/L)	0.1未満	0.2未満	0.2未満	0.2未満	0.2未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満								
EC	(mS/m)	18	19	24	20	11	11	11	11	15	16	15	15	4.8	5.5	5.9	6.3	
採取時刻		15:05	15:27	15:20	15:02	15:50	16:15	14:55	15:55	13:35	13:10	16:00	14:20	13:55	13:33	15:35	13:20	
気温	(℃)	13.0	22.0	30.0	35.0	12.0	22.0	32.0	35.0	12.0	22.0	32.0	35.0	12.0	22.0	32.0	35.0	
水温	(℃)	11.2	13.0	16.0	17.8	16.7	15.0	16.5	17.1	13.8	16.7	21.5	22.0	12.8	14.3	21.0	24.0	
水位	(m)	49.79	49.78	49.77	49.79	44.72	44.72	44.92	45.04	-	-	-	-	-	-	-	-	
採取水深	(m)	49.39	49.39	49.39	49.39	38.19	38.19	38.19	38.19	-	-	-	-	-	-	-	-	
当日天候		雨	晴	晴	晴	雨	晴	晴	晴	雨	晴	晴	晴	雨	晴	晴	晴	
前日天候		晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	



# 排水 D-2 水質調査

## 【水質調査結果】

D-2	単位	H17.4.20	H17.5.20	H17.6.20	H17.7.8	H17.7.20	参考基準値
pH	(-)	7.9	8.0	7.9	7.8	7.9	5.8~8.6
BOD	(mg/L)	29	66	4.8	31	24	160以下
COD	(mg/L)	33	40	29	100	63	
TOC	(mg/L)	25	34	22	72	50	
SS	(mg/L)	330	10	6	11	25	200以下
T-N	(mg/L)	24	35	24	57	47	120以下
DO	(mg/L)	9.1	7.6	8.2	5.7	6.7	
T-Cr	(mg/L)	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	2以下
Pb	(mg/L)	0.023	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.1以下
Cl <sup>-</sup>	(mg/L)	140	200	200	230	250	
SO <sub>4</sub> <sup>2-</sup>	(mg/L)	150	220	230	250	240	
HCO <sub>3</sub> <sup>-</sup>	(mg/L)	250	350	270	640	540	
Na <sup>+</sup>	(mg/L)	89	130	120	190	170	
K <sup>+</sup>	(mg/L)	23	36	29	58	47	
Ca <sup>2+</sup>	(mg/L)	120	150	150	180	150	
Mg <sup>2+</sup>	(mg/L)	19	28	28	32	32	
NO <sub>3</sub> -N	(mg/L)	17	18	20	3.3	9.6	
NO <sub>2</sub> -N	(mg/L)	1.5	5.0	0.99	0.67	1.6	
NH <sub>4</sub> -N	(mg/L)	3.3	11	0.27	38	33	
EC	(mS/m)	110	160	140	210	190	
採取時刻		14:15	14:40	11:18	8:30	14:18	
気温	(°C)	12.0	22.0	30.0	27.5	35.0	
水温	(°C)	16.4	21.7	25.2	25.5	29.2	
流量	(L/sec)	13.2	1.1	0.3	10.5	1.6	
当日天候		雨	晴	晴	晴	晴	
前日天候		晴	晴	晴	晴	晴	

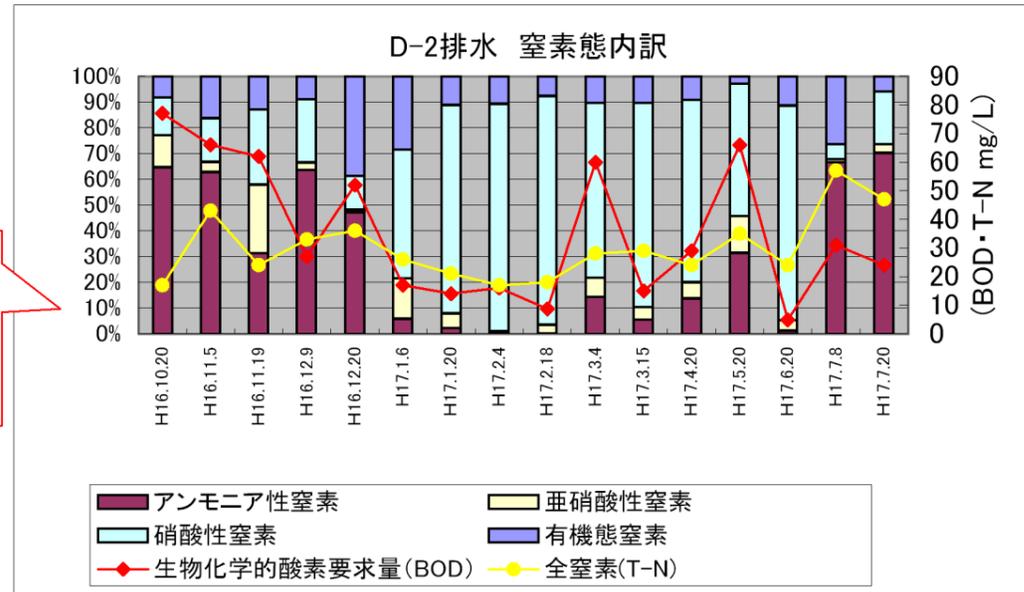
ろ液中Pb (mg/L) 0.005未満  
As 0.006mg/L  
n-H 1mg/L未満

## 【窒素態数値】

		H16.10.20	H16.11.5	H16.11.19	H16.12.9	H16.12.20	H17.1.6	H17.1.20	H17.2.4	H17.2.18	H17.3.4	H17.3.15	H17.4.20	H17.5.20	H17.6.20	H17.7.8	H17.7.20
有機態窒素	(mg/L)	1.4	7	3.1	3.0	13.9	7.4	2.3	1.8	1.4	2.9	3.0	2.2	1.0	2.7	15	3
アンモニア性窒素	(mg/L)	11	27	7.5	21	17	1.5	0.46	0.2未満	0.2未満	4.0	1.6	3.3	11	0.27	38	33
亜硝酸性窒素	(mg/L)	2.1	1.7	6.4	0.93	0.38	4.1	1.2	0.18	0.62	2.1	1.4	1.5	5.0	0.99	0.67	1.6
硝酸性窒素	(mg/L)	2.5	7.3	7.0	8.1	4.7	13	17	15	16	19	23	17	18	20	3.3	9.6
全窒素(T-N)	(mg/L)	17	43	24	33	36	26	21	17	18	28	29	24	35	24	57	47
生物化学的酸素要求量(BOD)	(mg/L)	77	66	62	27	52	17	14	16	8.7	60	15	29	66	4.8	31	24

アンモニア性窒素 比率 0.647059 0.627907 0.3125 0.636364 0.472222 0.057692 0.021905 0 0 0.142857 0.055172 0.1375 0.314286 0.01125 0.666667 0.702128

降雨量が多く雨水浸透量が多い場合は廃棄物層を通過し排水されるため、BOD値も高くまたアンモニア性窒素が高く検出



D-2 7/20状況写真



## 考察

### 1.全窒素(T-N)

すべての調査回において全窒素 排水基準120mg/L以下を満足  
D-2の排水は生産活動がなされていない事業場としては、全窒素濃度が高いアンモニア性窒素と降雨量を示すグラフ形状が類似している  
全窒素濃度の窒素態内訳は、アンモニア性窒素濃度の割合が降雨の渇水期にかけて低くなったものの、今期の梅雨にかけて増加している  
全窒素濃度は梅雨時期にかけて高く推移し、アンモニア性窒素の割合も増えている  
一般的な水処理(好気性生物処理)では、BOD酸化分解とアンモニア性窒素の硝化は関係がある  
測定月の1月~3月は渇水期による廃棄物層への雨水浸透が少ないためとも考えられる

### 検証

- 4/20 採取時に降雨(5.5mm/h)により、水量も普段に比べて多いが、降り始めにより、場内表面水を流れる割合が多いためか、SS濃度は高いものの、他は特に高い数値は確認されない
- 7/08 採取時は晴天であったが、数日前に降った雨により、流出量が多い既に、降り終りから時間が経過しているため、場内の表面水はなく、SS濃度は、低かったものの、分析項目のほとんどで高い数値が確認できる

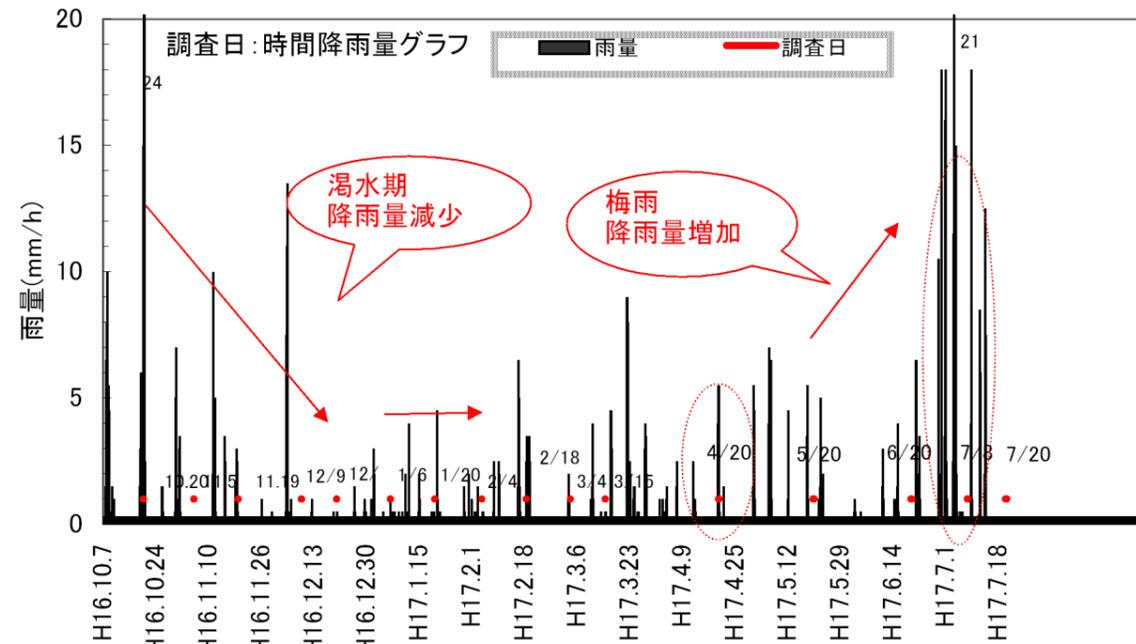
上記の状況から

降水量が多い日は、場内を流れる表層水も多く希釈されるが、その数日後廃棄物層を通過した水が排水される際に、数値が高くなるなどの傾向が考えられる  
その際は、BOD,COD,TOC,T-N濃度が高く検出されアンモニア性窒素率も高いことが推測される  
よって、D-2排水の水質は、雨水の廃棄物層への浸透が大きな関係を示すものと思われる

### 2.鉛(Pb)

すべての調査回において鉛 排水基準0.1mg/L以下を満足

4/20は、降雨による場内表面水の流出により、SS濃度は、高く、Pbが検出されている  
SSを除去したろ過液でPb測定を行うと、定量下限未満となる



4/20 雨  
前日まで降雨なし  
採取雨量時 5.5mm/h

7/8 晴  
採取時雨量 0  
7/3・4に連続雨量170mm

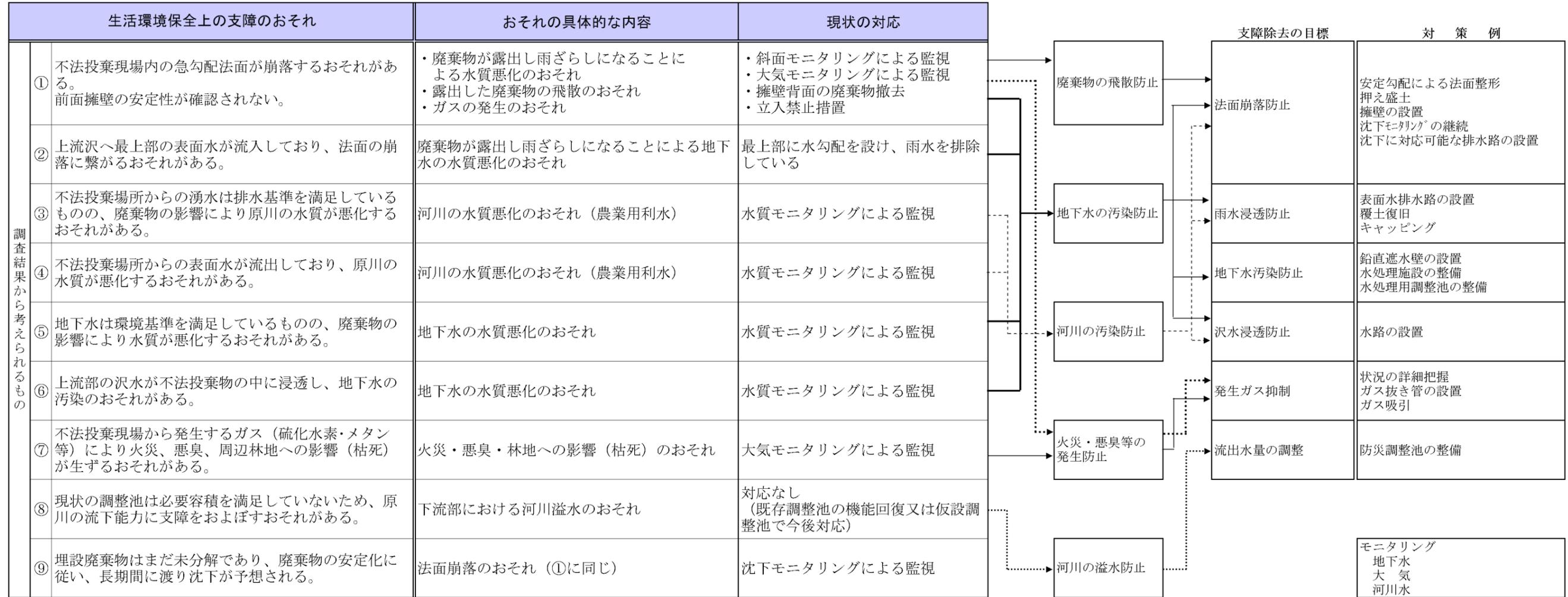
## ②生活環境保全上の支障のおそれ

### 1. 調査結果から考えられる生活環境保全上の支障

現時点では、生活環境保全上の支障はないと判断される。

### 2. 調査結果等から考えられる生活環境保全上の支障のおそれ

### 3. 生活環境保全上の支障のおそれ除去の目標



### ③対策方針案(撤去、一部撤去、残置)

項目	A	B	C
処理の形態	撤去	一部撤去	残置
対策の目標	法面崩落防止・雨水浸透防止・沢水浸透防止 ・地下水汚染拡散防止・発生ガス抑制	法面崩落防止・雨水浸透防止・沢水浸透防止 ・地下水汚染拡散防止・発生ガス抑制	法面崩落防止・雨水浸透防止・沢水浸透防止 ・地下水汚染拡散防止・発生ガス抑制
対策の概要			
	恒久対策		
処理中の対策	・ Cの処理中の対策①、Cの恒久対策①～⑤	・ Cの処理中の対策①、Cの恒久対策①～⑤	・ Cの処理中の対策①、Cの恒久対策①～⑤
恒久対策	<ol style="list-style-type: none"> <li>①廃棄物及び汚染土壌は全量撤去する。</li> <li>②掘削した廃棄物は選別し、環境基準を満足している土砂は埋め戻す。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>①処理中の対策を維持する。</li> <li>②廃棄物中の土砂・コンクリート以外を対象に撤去し、その他の廃棄物は残置する。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>①処理中の対策を維持する。</li> <li>②廃棄物中の木くずを主体に撤去し、その他の廃棄物は残置する。</li> </ol>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 処理中の対策に要する費用も必要となる。</li> <li>・ 処分先を確保する必要がある。</li> <li>・ 長い期間が必要となる。</li> <li>・ 搬出車両等、搬出時における環境負荷が大きい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 処理中の対策に要する費用も必要となる。</li> <li>・ 処分先を確保する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 処理中の対策に要する費用も必要となる。</li> <li>・ 処分先を確保する必要がある。</li> </ul>
処理費用	<ol style="list-style-type: none"> <li>①処理中の対策に要する費用 約45億円</li> <li>②撤去に伴う廃棄物の処理費用 約282億円</li> <li>③その他必要な費用 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃棄物の選別に必要な費用</li> <li>・ 廃棄物の運搬費用</li> </ul> </li> <li>④場内に処理施設を設けて処理する場合、処理施設建設費用が必要となるが、廃棄物の処理費用や運搬費用の減額が見込まれる。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>①処理中の対策に要する費用 約45億円</li> <li>②撤去に伴う廃棄物の処理費用 約227億円</li> <li>③その他必要な費用 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃棄物の選別に必要な費用</li> <li>・ 廃棄物の運搬費用</li> </ul> </li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>①処理中の対策に要する費用 約45億円</li> <li>②撤去に伴う廃棄物の処理費用 約86億円</li> <li>③その他必要な費用 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 木くずの選別に必要な費用</li> <li>・ 廃棄物の運搬費用</li> </ul> </li> </ol>
			<ol style="list-style-type: none"> <li>①崩落のおそれの高い法面は、法面対策を行う。</li> <li>②鉛直遮水工により汚れた地下水による周辺環境へのリスクを低減する。</li> <li>③上流沢水の廃棄物への浸透を防ぐ。</li> <li>④キャッピングシート下にガス抜き管を設け発生ガスを放出する。</li> <li>⑤キャッピングシート上は覆土し、芝等で植生する。</li> <li>⑥雨水は雨水排水側溝で集め、防災調整池を経て放流する。</li> <li>⑦成形に伴う部分のみを撤去し、基本的に廃棄物を残置する。</li> </ol>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水処理を長期間継続する必要がある。</li> </ul>
			<ol style="list-style-type: none"> <li>①処理中の対策及び恒久対策①～⑤に要する費用 約45億円</li> <li>②恒久対策⑥に伴う廃棄物処理費 約17億円</li> <li>③その他必要な費用 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃棄物の運搬費用</li> </ul> </li> </ol>

## 1 法律上の規定

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(S45. 12. 25 法律第 137 号)より抜粋

(措置命令)

第十九条の五 産業廃棄物処理基準（特別管理産業廃棄物にあつては、特別管理産業廃棄物処理基準）に適合しない産業廃棄物の処分が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、都道府県知事（当該処分を行った者が当該産業廃棄物を輸入した者である場合にあつては、環境大臣又は都道府県知事。次条及び第十九条の八において同じ。）は、必要な限度において、次に掲げる者（次条及び第十九条の八において「処分者等」という。）に対し、期限を定めて、その支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができる。

(生活環境の保全上の支障の除去等の措置)

第十九条の八 第十九条の五第一項に規定する場合において、生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、都道府県知事は、自らその支障の除去等の措置の全部又は一部を講ずることができる。

## 2 措置命令

「行政処分の指針について」(H17. 8. 12 各都道府県・政令市あて環境省通知)より抜粋

### ○ 生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるとき

- ① 「生活環境」とは、環境基本法（平成 5 年法律第 9 1 号）第 2 条第 3 項に規定する「生活環境」と同義であり、社会通念に従って一般的に理解される生活環境に加え、人の生活に密接な関係のある財産又は人の生活に密接な関係のある動植物若しくはその生育環境を含むものであること。また「生活環境の保全」には当然に人の健康の保護も含まれること。
- ② 「おそれ」とは「危険」と同意義で、実害としての支障の生ずる可能性ないし蓋然性のある状態をいうこと。しかし、高度の蓋然性や切迫性までは要求されておらず、通常人をして支障の生ずるおそれがあると思わせるに相当な状態をもって足りること。
- ③ このように「生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがある」とは、人の生活に密接な関係がある環境に何らかの支障が現実生じ、又は通常人をしてそのおそれがあると思わせるに相当な状態が生ずることをいい、例えば、安定型産業廃棄物が道路、鉄道など公共用の区域や他人の所有地に飛散、流出するおそれがある場合、最終処分場以外の場所に埋め立てられた場合なども当然に対象となること。

### ○ 「支障の除去等の措置」の内容

命令は「必要な限度において」とされており、支障の程度及び状況に応じ、その支障を除去し又は発生を防止するために必要であり、かつ経済的にも技術的にも最も合理的な手段を選択して措置を講ずるように命じなくてはならないこと。具体的には、例えば最終処分場において、浸出液により公共の水域を汚染するおそれが生じている場合には、遮蔽工事や浸出液処理施設の維持管理によって支障の発生を防止できるときは、まずその措置を講ずるように命ずるべきであって、これらの方法によっては支障の発生を防止できないときに始めて、処分された廃棄物の撤去を命ずるべきであること。

## 3 生活環境の保全上の支障の除去等の措置

「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等を平成二十四年度までの間に計画的かつ着実に推進するための基本的な方針」(H15. 10. 3 環境省告示第 104 号)より抜粋

### ○ 「生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがある」とは

社会通念に従って一般的に理解される生活環境に加え、人の生活に密接な関係のある財産又は人の生活に密接な関係のある動植物若しくはその生育環境に何らかの支障が現実生じ、又は通常人をしてそのおそれがあると思わせるに相当な状態が生ずることをいう。

### ○ 支障の除去等の方法

- ・ 支障の除去等については、措置命令の対象の範囲内で行うものとする。

- ・ 支障の除去等の実施は、当該特定産業廃棄物の種類、性状、地域の状況及び地理的条件等に応じて、支障の除去等に係る効率、事業期間、事業に要する費用等の面から最も合理的に支障の除去等を実施することができる方法によるものとする。基本的には次のアからウまでに掲げる方法によることとし、これにより難しい場合にあつては、周辺環境への影響等をも勘案した上で、別の方法を採用することができることとする。

#### ア 特定産業廃棄物等の掘削及び処理

特定産業廃棄物及びこれに起因して汚染されている土壌等を周辺環境に影響を及ぼさないように掘削し、必要に応じて掘削された場所を汚染されていない土壌等により埋めること。

掘削した特定産業廃棄物及び土壌等について、特定産業廃棄物及び土壌等の種類ごとにその分別を十分に行うとともに、焼却、溶融、中和等、特定産業廃棄物及び土壌等の種類に応じた適切な処理方法を選択すること。

また、選択した処理方法に則した施設において処理を実施するとともに、廃棄物処理法第十二条第一項に規定する産業廃棄物処理基準その他の基準に基づく処理が行われていることを確認すること。

#### イ 原位置での浄化処理

特定産業廃棄物及びこれに起因して汚染されている土壌等について、溶融又は含まれている有害化学物質の抽出、分解その他の方法により、これらの特定産業廃棄物及び土壌等を掘削せずに処理すること。

当該特定産業廃棄物及び土壌等の処理に当たっては、必要に応じてその範囲の側面を囲み、当該特定産業廃棄物及び土壌等の下にある不透水層であつて最も浅い位置にあるものの深さまで、鋼矢板その他の遮水の効力を有する構造物を設置すること。

処理作業の終了後、処理を行った特定産業廃棄物又は土壌等が生活環境の保全上の支障を生じさせるおそれがないことを確認すること。

#### ウ 原位置覆土等

有害産業廃棄物に該当する特定産業廃棄物が含まれていないことを確認すること。

把握された特定産業廃棄物について、生活環境の保全上の支障の原因となる有機性の産業廃棄物等を十分に分別除去した上で、除去後に残された特定産業廃棄物が含まれる範囲の土地を、コンクリート、アスファルト又は汚染されていない土壌等により覆い、かつ、覆いの損壊を防止するための措置を講ずること。

# 岐阜市環境基本条例(仮称)の概要

平成17年10月17日

（前文）

私たちの岐阜市は、自然な姿をそのまま残す緑豊かな金華山と、豊富で清浄な水をたたえ、1,300有余年の鵜飼の伝統が今に引き継がれる長良川に象徴される自然に恵まれた都市である。

こうした恵まれた環境は、自然発生的に生まれたものではなく、先人達が永い年月をかけ、自然の恵みをもとに日々の生活や営為を通して築かれてきたものである。

私たち市民は、この恵まれた環境の下に、豊かで良好な生活を享受する権利を有すると同時に、先人達と同様に、この恵まれた環境を将来の世代に受け継いでいかなければならない責務を担っている。

しかし、今日の経済社会活動は、物質的な生活の豊かさを追い求めるあまり、大量生産、大量消費、大量廃棄による経済の拡大に伴って、自然環境に大きな負荷をかけ、地球環境へも影響を与えていることもまた事実である。

このため、私たち市民は、一人ひとりが日々の生活を通して自然環境及び地球規模の環境問題に深く関わっていることを認識し、環境への負荷を最小限にする行動を起こさなければならない。

ここに、社会活動の持続的発展を推進しつつ、市、市民、事業者及びNPO法人等のあらゆる主体が、それぞれの役割を担い、かつ、支え合って、人と自然が共生する豊かな環境都市を実現するため、この条例を制定する。

<趣旨>

この条例を制定する経緯や背景について述べ、なぜ今制定しなければならないかについて規定しています。

<解説>

ひとくちに「環境」と言ってもその概念が広いため、「環境」とは何かを決める必要があります。文化的遺産や「子育て環境」等の社会環境は人と人（又は人と人の営み）に関わる問題であり別の対策で考えることが適当と考えますので、この条例で「環境」とは「自然環境」（大気、水、土壌、野生生物からなる環境）及び「生活環境」（人間の日々の生活に大きく関わっている空気、水、日照、樹木、騒音等の環境）とします。

「恵まれた環境は、自然発生的に生まれたものではなく、先人達が永い年月をかけ、自然の恵みをもとに日々の生活や営為を通して築かれてきた」

・・・岐阜市の自然環境は、水、大気、土壌等は自然の営みによってもたらされるものですが、それを私たちが利用するに当たっては、水道や用水路を設け、農業や林業等の活動によって開拓した土地に植えた植物から発生する酸素、治水によってできたまちづくり等昔からの人々の活動によってもたらされてきたものです。

「一人ひとりが日々の生活を通して自然環境及び地球規模の環境問題に深く関わっていることを認識」

・・・これまでの市の環境対策としては、当初大気汚染や水質汚染等といった人の健康に影響を与える公害に対するものでした。その後、限りある資源のムダ使用を防止する省資源・省エネの推進を行い、さらにこれからの環境対策としてはそれらに加え、温暖化や酸性雨等の地球規模の環境への対策を採らなければなりません。そのため、これまでは主に生産活動を行う事業者への対策を規制という形で実施してきましたが、これからは市民の日常生活から生じるゴミの減量や省エネ等についても協働という形で実施されなければなりません。

「あらゆる主体が、それぞれの役割を担い、かつ、支え合って」

・・・これからの環境対策は行政だけで実現できるものではないため、市民、事業者、NPO法人等のすべてのものが、自らできることをまず行い、その上で協力しながらより高度で効果的な対策を継続して行わなければなりません。

<参考>

この前文は、条例を解釈し、運用する上での規準となるものです。

「基本条例」・・・この条例は、環境についての対策を進める上での基本となる条例で

あり、この条例違反によって罰則を科すものではありません。この条例で定めたことは、今後の各種施策を行う上で考慮しなければならないものであり、この条例を基に各種の規制条例を制定し、施策を展開していくこととなります。

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創出について基本理念及び基本原則を定め、並びに市民、事業者、NPO法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人のうち環境の保全を図る活動を行うものをいう。以下同じ。）及び市の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創出に関する施策の基本となる事項を定め、これに基づく施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

<趣旨>

この条例の制定目的は、「現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与すること」です。日本国憲法第25条で規定している「国民の健康で文化的な生活を営む権利」を実現することを目的としています。

「環境の保全及び創出」について、『保全』の中には、ありのままに保つということと、その環境に対してある程度人が手を加える行為まで含まれます。しかし、一般の市民には、「何もない状態から作り出す行為、例えばアスファルトの駐車場を自然が豊かな公園に変える事」について『保全』という言葉ではわかりにくいため、積極的に創り出す『創出』という言葉と併記しております。

<解説>

「NPO法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人のうち環境の保全を図る活動を行うものをいう。以下同じ。）」  
・・・環境の保全を図る活動を行うNPO法人は、法人の活動内容が市の施策と大きく関連するため、特に責務を定めて協力体制を築こうとするものです。

(定義)

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「地球環境の保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

3 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

4 この条例において「循環型社会」とは、製品等が廃棄物となることが抑制され、並びに製品等が循環資源となった場合においてはこれについて適正に循環的な利用が行われることが促進され、及び循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会をいう。

5 この条例において「循環資源」とは、廃棄物のうち有用なものをいう。

6 この条例において「循環的な利用」とは、再使用、再生利用及び熱回収をいう。

7 この条例において「再使用」とは、循環資源を製品としてそのまま使用すること又は循環資源を部品その他製品の一部として使用することをいう。

8 この条例において「再生利用」とは、循環資源を原材料として利用することをいう。

9 この条例において「熱回収」とは、循環資源を熱を得ることに利用することをいう。

10 この条例において「再生品」とは、循環資源を使用し、又は利用して製造された製品をいう。

<趣旨>

この条例で使う言葉の定義を規定しました。

(基本理念)

- 第3条 環境の保全及び創出は、市の社会、経済及び文化の持続的発展を推進しつつ、大気、水、土壌等からなる環境を良好な状態に保全し、及び創出して、人と自然が共生する豊かな環境都市を実現することを目的として行われなければならない。
- 2 環境の保全及び創出は、人と自然が共生する社会において市民が良好な環境の恵みを受容するとともに、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。
  - 3 環境への負荷を低減するためには、限りある資源の浪費を止め、循環型社会を実現することを目的に行われなければならない。
  - 4 環境へ負荷を与えることについては、すべてのものが加害者であり、同時に被害者であるため、すべてのものが自主的かつ積極的に、更に協働して環境への負荷を低減することに取り組むことによって行われなければならない。

<趣旨>

環境の保全及び創出をするためにはこうあるべきだという根本の考えを4項に分けて規定しました。

<解説>

第1項では、社会、経済及び文化の発展と、環境の保全及び創出を両立させることを前提に行われなければならないことを規定しました。

第2項では、市民が恵まれた環境を享受できるようにすることは非常に重要なことですが、今の世代だけで終わりにしてはならず、次の世代へ引き継がなければならないことを規定しました。

第3項では、環境への負荷を減らすためには、地球上にある資源の浪費を止めて、ゴミの発生を抑制し、不要となったものは再使用し、さらに再使用できないものは資源として再生利用するという循環型社会（究極的にはゴミゼロ社会）の実現することを目的に行われなければならないことを規定しました。

第4項では、環境へ負荷を与えることは、人が生活していれば必ず起こることであるため、すべてのものが環境への負荷を低減することについて、まず自分でできることを積極的に行って、その上で協力しながらより高度で効果的な対策を継続して行われなければならないことを規定しました。

(基本原則)

- 第4条 環境の保全及び創出に取り組むためには、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる機会において環境に関する教育（学習を含む。以下同じ。）や意識の醸成を行うことから始めなければならない。
- 2 環境の保全及び創出に取り組むためには、すべてのものが環境に関する情報を共有して進められなければならない。
  - 3 環境の保全及び創出に取り組むためには、すべてのものが適切な役割分担と適正かつ公平な費用の負担の下に取り組まれなければならない。
  - 4 市は、市が行う環境施策について、すべてのものに対しわかりやすく説明するとともに、市が行う環境施策について、すべてのものの意見を聴く機会を確保するように努めなければならない。

<趣旨>

環境の保全及び創出を行う上で、守らなければならない基本原則を規定しました。

<解説>

第1項は、「環境教育優先の原則」で、環境の保全及び創出に取り組むにあたって、自らの行為がどのように環境に影響を与えるのか、又は、自らが行動しなければどうなるのか等の環境に関することを理解した上で取り組むことが非常に重要であるため、あらゆる機会において、まず環境教育（学習）や意識の醸成を行うことを規定しました。

第2項は、「情報共有の原則」で、すべてものが、環境に関する情報を共有して進めなければならないというものです。これは、市だけではなく、市民、事業者及びNPO法人も含めてすべてのものが、それぞれの知り得た情報を相互に提供しあうことを意味しています。

第3項は、「協働の原則」で、すべてものが、それぞれに適切な役割分担と、適正かつ公平な費用の負担で行う原則です。

第4項は、「市の説明責任と意見聴取の原則」で、市が環境施策をすべてのものとの協働で進めるためには、すべてのものにわかりやすく説明し、理解していただいた上で環境施策を進めるように努めなければならないと、さらに、すべてのものから意見を聴いて市の環境施策を進めるため、市が意見を聴く機会を設けるように努めなければならないという原則です。

#### (市民の責務)

第5条 市民は、環境に関する教育や意識の啓発を自ら進んで行うよう努めるとともに、他のものの行う環境に関する教育や意識の啓発に協力するよう努めるものとする。

- 2 市民は、その日常生活において、環境の保全及び創出に積極的に努めるとともに、環境への負荷の低減に努めなければならない。
- 3 市民は、製品の長期使用、再生品の使用、循環資源が分別して回収されることへの協力等により循環型社会の形成に自ら努める責務を有する。
- 4 前3項に定めるもののほか、市民は、市が実施する環境の保全及び創出に関する施策に協力する責務を有する。
- 5 市民は、市の恵まれた環境について市民のできる範囲内で周知するよう努めるものとする。

#### <趣旨>

基本理念である第3条第4項の考え方（すべてのものが自主的かつ積極的に、更に協働して取り組まなければならない）から、市民の責務を規定しました。今日の環境問題は、日常生活に伴って発生する環境への負荷を減らすことが重要なことであるため、小さなことの積み重ねに取り組むことを規定しました。

#### <解説>

第1項では、「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」で定められている国民の責務と同様の責務を改めて規定しました。「環境に関する教育や意識の啓発」というのは、例えば道路にゴミを捨てる人に対して注意することもその教育に含まれますので、マナーや「しつけ」、「もったいない」という感覚等を身近な人に教えることから始めましょう。

第2項では、例えばエアコンの設定温度を夏ならば少し高め、冬ならば少し低めにすることで消費電力を少なくし、そのことで地球の温暖化に協力する等の日常生活でできることを行うことを規定しました。

第3項では、循環型社会をつくるためには、特に消費者である市民の協力なしではできないため、製品を長期に使用し廃棄物となる量を減らすこと、再生品を使用して資源の循環ができるようにすること、さらに分別回収へ協力すること等の責務を規定しました。

第5項では、岐阜市の恵まれた環境について、市外の友人や親類等へ「水がおいしく緑に恵まれた」等の自慢をしてください。今まであたりまえとっていたことが、改めてその良さを認識し、また、周知することで自らの環境への関心を高めることができ、環境の保全活動にも反映することができます。

(事業者の責務)

- 第6条 事業者は、その雇用する者に対し、環境に関する教育や意識の啓発を自ら進んで行うよう努めるとともに、他のものの行う環境に関する教育や意識の啓発に協力するよう努めるものとする。
- 2 事業者は、事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するため、必要な措置を講ずる責務を有する。
  - 3 事業者は、その事業活動を行うに際しては、原材料等が廃棄物となることを抑制するために必要な措置を講ずるとともに、原材料等が循環資源となった場合には、これについて自ら適正に循環的な利用を行い、若しくはこれについて適正に循環的な利用が行われるために必要な措置を講じ、又は循環的な利用が行われない循環資源について自らの責任において適正に処分する責務を有する。
  - 4 製品、容器等の製造、販売等を行う事業者は、その事業活動を行うに際しては、当該製品、容器等の耐久性の向上及び修理の実施体制の充実その他の当該製品、容器等が廃棄物となることを抑制するために必要な措置を講ずる責務を有する。
  - 5 製品、容器等の製造、販売等を行う事業者は、その事業活動を行うに際しては、当該製品、容器等の設計の工夫及び材質又は成分の表示その他の当該製品、容器等が循環資源となったものについて適正に循環的な利用が行われることを促進するために必要な措置を講ずる責務を有する。
  - 6 製品、容器等の製造、販売等を行う事業者は、その事業活動を行うに際しては、当該製品、容器等に係る原材料の選択及び材質の工夫その他の当該製品、容器等の適正な処分が困難とならないようにするために必要な措置を講ずる責務を有する。
  - 7 第3項から前項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動を行うに際しては、再生品を使用すること等により循環型社会の形成に自ら努めなければならない。
  - 8 前各項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、環境の保全及び創出に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創出に関する施策に協力する責務を有する。
  - 9 事業者は、自らの環境への取組を周知するよう努めるものとする。

<趣旨>

基本理念である第3条第4項の考え方（すべてのものが自主的かつ積極的に、更に協働して取り組まなければならない）から、事業者の責務を規定しました。市民と比べても事業活動に伴って環境に与える影響が大きいため、より細かな責務を規定しております。

<解説>

第1項では、「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」で定められている事業者の責務と同様の責務を改めて規定しました。まず従業員に対して環境教育（学習）や意識の啓発を実践してください。

第2項では、自らが公害を出さないようにすることや、自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を規定しました。

第3項から第7項については、循環型社会形成推進基本法でも規定されている責務を改めて規定しました。

第3項では、すべての事業者に対し、循環型社会の実現についての責務を規定しました。

第4項では、製品や容器等の製造業者や販売業者に対して、製品等を長期間使用できるようにして、製品等ができるだけ廃棄物にならないようにする責務を規定しました。

第5項では、製品や容器等の製造業者や販売業者に対して、材質や成分の表示（紙、プラ等）をして、分別回収をしやすいようにする責務を規定しました。

第6項では、製品や容器等の製造業者や販売業者に対して、材質ごとに分解できる等の工夫によって処分が簡単に行えるようにする責務を規定しました。

(NPO法人の責務)

第7条 NPO法人は、市が実施する環境の保全及び創出に関する施策に協力する責務を有する。

2 NPO法人は、環境の保全及び創出に関する有効な情報や活動を知り得た場合には、市に連絡するよう努めるものとする。

<趣旨>

基本理念である第3条第4項の考え方（すべてのものが自主的かつ積極的に、更に協働して取り組まなければならない）から、NPO法人の責務を規定しました。なお、ひとくちにNPO法人といっても福祉や消費者保護といった様々な活動の分野がありますが、この条例でいうNPO法人は、第一条に規定しているように「環境の保全を図る活動を行うもの」としてしています。これは、その法人の活動の内容が、市の環境への取り組みと密接に関連するため、お互いに協力して環境対策を取り組めるように規定しました。

<解説>

第2項でNPO法人に対して、市に連絡する責務を規定していますが、市は第14条で市民やNPO法人等に対して自発的な活動が促進されるよう必要な措置を講ずるようにしており、更に第15条で情報提供に努めるとしており、相互に協力していくこととしております。

なお、環境教育についての責務を規定しておりませんが、これは、環境の保全を図るNPO法人の活動そのものが環境教育であるため、あえて規定することはしませんでした。

(市の責務)

第8条 市は、環境の保全及び創出を図るため、次に掲げる事項に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- (1) 環境に関する教育や意識の啓発に関する事項
- (2) 公害の防止に関する事項
- (3) 市民の健康を保ち、及び増進するため、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持することに関する事項
- (4) 野生生物の保護その他の生物の多様性の確保に関する事項
- (5) 森林、河川等における多様な自然環境の保全及び創出に関する事項
- (6) 人と自然との豊かなふれあいの場の保全及び創出に関する事項
- (7) 環境の美化その他良好な生活環境の確保に関する事項
- (8) 資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用に関する事項
- (9) 廃棄物の適正処理並びに廃棄物の減量化及び再利用に関する事項
- (10) 地球環境の保全に関する事項
- (11) 前各号に掲げるもののほか、環境の保全及び創出に関する事項

2 市は、自らの環境への取組を積極的に周知する責務を有する。

<趣旨>

基本理念である第3条第4項の考え方（すべてのものが自主的かつ積極的に、更に協働して取り組まなければならない）から、市の責務を規定しました。

<解説>

市の環境対策として取り組む事項を規定しました。ここで規定した事項については、この条例の考え方や内容を基に、次の環境都市基本計画を定めて具体的な対策を行います。

(環境都市基本計画)

第9条 市長は、環境の保全及び創出に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、岐阜市環境都市基本計画（以下「環境都市基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境都市基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創出に関する目標
- (2) 環境の保全及び創出に関する施策
- (3) 環境の保全及び創出に関する配慮
- (4) 環境の保全及び創出に関して重点的に取り組む地区の設定
- (5) 前各号に掲げるもののほか、環境の保全及び創出に関する重要事項

3 市長は、環境都市基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ市民、事業者、NPO法人及びこれらの者の組織する団体（以下これらを「市民等」という。）並びに岐阜市環境審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境都市基本計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境都市基本計画の変更について準用する。

<趣旨>

前条で規定した事項について、どのように対策を行うかの計画について規定しました。基本理念である第3条第4項の考え方（すべてのものが自主的かつ積極的に、更に協働して取り組まなければならない）から、計画を市民等と審議会の皆様の意見を聴いて定め、公表することですべてのものの取り組みを促すためのものでもあります。

<解説>

通常の「環境基本計画」にはない新たな試みとして、第2項第4号で「重点的に取り組む地区」を設定することを規定しています。具体的な地区は計画を作るときに決めますが、自然環境が特に豊かな地区を保全するため、又は、逆に都市の中で自然環境を創出するため等、特定の地区に対して重点的に対策を行っていくものです。

なお、環境都市基本計画は、次条の年次報告によってその進行管理を行いますが、概ね5年程度で定期的に見直し、それを繰り返すことでより良い環境都市を目指します。

(年次報告の公表)

第10条 市長は、毎年、環境の状況並びに市が環境の保全及び創出に関して講じた施策に関する報告を公表し、この報告について市民等及び審議会から意見を聴かなければならない。

2 市長は、市民等の環境の保全及び創出に関して行った行為に関する情報を集め、この情報について公表し、この情報についても市民等及び審議会から意見を聴くことができる。

<趣旨>

前条の計画に基づいて活動した結果について、市長が毎年報告を公表することを規定しました。計画を定める時と同様に、この報告についても皆様の意見を聴くことにしております。

<解説>

第2項では、市民等の優れた活動についても公表しますが、これはすべてのものの取り組みを促すためのものです。

(市の施策と環境都市基本計画との整合)

第11条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境都市基本計画との整合を図るものとする。

<解説>

市が、例えば大規模な物を新しく造る場合等は、土地の造成や建設中の騒音や振動、完成後の使われ方等によって、環境に大きな影響を与えます。このような場合は、環境都市基本計画に定めた内容や対策に従って事業を行うとするものです。

(岐阜市環境行政推進会議)

第12条 市は、環境の保全及び創出に関する施策について総合的に調整し、及び推進するため、関係部長等で構成する岐阜市環境行政推進会議を置く。

<解説>

市の様々な部ごとで行う施策の中で環境の保全及び創出に関するものを調整して、より効果的に行うための庁内の会議について規定しました。

(環境教育の推進)

第13条 市は、市民等が環境の保全及び創出についての理解を深めるとともに、これらのものの環境の保全及び創出に資する活動を行う意欲が増進されるようにするため、環境に関する教育や意識の啓発の推進に努めるものとする。

2 市は、環境に関する教育や意識の啓発の推進を行うものに対し、環境の保全及び創出に関する指導を行うことができる人材、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

<解説>

第1項では、すべてのものが自主的に環境対策に取り組んでいただくために、学校や生涯学習等で環境についての教育(学習)や意識の啓発ができるように市が必要な対策を行うことを規定しました。

第2項では、自然保護団体や、職場等で環境教育(学習)や意識の啓発を行う方に対して、市が必要な支援を行うように努力することを規定しました。

(自発的な活動の促進)

第14条 市は、市民等による環境の保全及び創出のための自発的な活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境の保全及び創出のための活動に関し、顕著な功績があった市民等を顕彰するものとする。

<解説>

第1項では、環境についての自発的な活動を促進するために市が対策を行うことを規定しました。

第2項では、市が顕著な功績があった市民等を顕彰することを規定しました。

(環境に関する情報の提供)

第15条 市は、環境に関する教育や意識の啓発の推進並びに自発的な活動の促進に資するため、環境の保全及び創出に関する情報を適切に提供するよう努めるものとする。

<解説>

第13条で環境教育(学習)や意識の啓発の推進を行い、第14条で自発的な活動を促進するとしましたが、そのために必要な情報提供を市が行うことを規定しました。

(規制の措置)

第16条 市は、環境を保全するため、公害の原因となる行為及び自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講じなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるよう努めるものとする。

<解説>

第1項では、市が、公害の発生源に対して、一定の基準を満たすように規制をしたり、国や県で決められた基準を守るように指導する等の措置をしなければならないと規定しました。

第2項では、第1項で措置しなければならない特に重要なもの以外のことについて、環境を保全する上での支障を防止するため、必要な措置を行うことを規定しました。

(誘導的措置)

第17条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、市民等が自らの行為に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置をとるよう誘導することに努めるものとする。この場合において、特に必要があるときは、適正な助成その他の措置を講ずるものとする。

<解説>

環境への取り組みとして、規制という強制力のある手段のほかに、ある行為を自発的にしてもらうように誘導することも有効な手段です。そのため、必要なときは補助金を出す等の措置について規定しました。

(公共的施設の整備)

第18条 市は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備を推進するものとする。

2 市は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備並びに人と自然との豊かなふれあいの場の保全及び創出のための事業を推進するものとする。

<解説>

第1項では、市が、環境の保全に関する施設整備を行うことについて規定しました。

第2項では、市が、環境の創出と、人と自然との豊かなふれあいに関する施設整備を行うことについて規定しました。

(資源の循環的な利用等の促進)

第19条 市は、環境への負荷の低減を図るため、自ら率先して再生品を使用するとともに、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たって、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

<解説>

市自身も事業者の一員として消耗品を購入したり、エアコンを使用したりしますが、その場合に、市民等の模範となるようにリサイクル製品を購入したり、省エネに配慮すること等を規定しました。

(調査及び研究の実施)

第20条 市は、環境の保全及び創出に関する施策を策定し、及び適正に実施するため、環境の保全及び創出に関する事項について、情報の収集に努めるとともに、科学的な調査及び研究の実施その他必要な措置を講ずるものとする。

<解説>

市が環境対策として先進的な取り組みや効果的な対策等の情報を集めることと、科学的な調査や研究を行うことを規定しました。

(監視等の体制の整備)

第21条 市は、環境の状況を的確に把握し、及び環境の保全及び創出に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定、検査等の体制の整備に努めるものとする。

<解説>

市が環境対策として廃棄物の不法投棄等の監視をしたり、水質検査等が実施できる組織をつくることを規定しました。

(財政上の措置)

第22条 市は、環境の保全及び創出に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

<解説>

市が環境対策のために必要な予算を確保し執行することを規定しました。

(国等との協力)

第23条 市は、環境の保全及び創出を図るため広域的な取組を必要とする施策について、国及び他の地方公共団体（以下「国等」という。）と協力して、その推進に努めるものとする。

2 市は、環境の保全及び創出を図るため必要があると認めるときは、国等に対し必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

<解説>

例えば長良川の水質保全のためには、市だけではなく、流域の市町村や国、県と協力して対策を行う必要があるため規定しました。

(推進体制の整備)

第24条 市は、市民等と市が協働し、環境の保全及び創出に関する施策を積極的に推進するために必要な体制を整備するものとする。

<解説>

市民等と市が協働して環境対策を行うための体制を市が整備することを規定しました。体制については施策ごとに様々な方法が考えられるため、具体的な体制については明記しませんでした。個別の条例や規則、要綱等で規定することになります。

(環境審議会)

第25条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、審議会を置く。

(所掌事務)

第26条 審議会は、市長の諮問に応じ、環境の保全及び創出に関する基本的事項を調査審議し、その意見を答申する。

(組織)

第27条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 企業及び団体関係者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 市議会議員
- (5) 公募に応じた市民

(任期)

第28条 委員の任期は2年とし、欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第29条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第30条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門部会)

第31条 審議会は、専門の事項を調査審議するため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会に属すべき委員は、委員のうちからその都度会長が指名する。

(関係者の出席)

第32条 審議会又は専門部会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、説明又は意見を聴くことができる。

<趣旨>

平成6年に岐阜市環境審議会について制定しました「岐阜市環境審議会条例（平成6年岐阜市条例第41号）」を廃止し、この環境基本条例の中に規定しました。

(委任)

第33条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。